

平成 27 年第 5 回糸魚川市議会定例会会議録 第 5 号

平成 27 年 12 月 17 日（木曜日）

議事日程第 5 号

平成 27 年 12 月 17 日（木曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 所管事項調査について
- 日程第 3 議案第 105 号から同第 110 号まで、同第 126 号及び請願第 4 号
- 日程第 4 議案第 111 号から同第 120 号まで
- 日程第 5 議案第 121 号から同第 124 号まで
- 日程第 6 議案第 125 号
- 日程第 7 議案第 127 号及び同第 128 号
- 日程第 8 議案第 129 号
- 日程第 9 発議第 11 号
- 日程第 10 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 所管事項調査について
- 日程第 3 議案第 105 号から同第 110 号まで、同第 126 号及び請願第 4 号
- 日程第 4 議案第 111 号から同第 120 号まで
- 日程第 5 議案第 121 号から同第 124 号まで
- 日程第 6 議案第 125 号
- 日程第 7 議案第 127 号及び同第 128 号
- 日程第 8 議案第 129 号
- 日程第 9 発議第 11 号
- 日程第 10 閉会中の継続調査について

応招議員 19 名

出席議員 19 名

1 番 吉 川 慶 一 君                      2 番 笠 原 幸 江 君

+

3 番 齊 木 勇 君  
 5 番 倉 又 稔 君  
 7 番 田 中 立 一 君  
 9 番 中 村 実 君  
 1 1 番 高 澤 公 君  
 1 3 番 田 原 実 君  
 1 6 番 新 保 峰 孝 君  
 1 8 番 松 尾 徹 郎 君  
 2 0 番 古 畑 浩 一 君

4 番 渡 辺 重 雄 君  
 6 番 保 坂 悟 君  
 8 番 古 川 昇 君  
 1 0 番 大 滝 豊 君  
 1 2 番 伊 藤 文 博 君  
 1 5 番 吉 岡 静 夫 君  
 1 7 番 五 十 嵐 健 一 郎 君  
 1 9 番 樋 口 英 一 君

欠席議員 0 名

#### 説明のため出席した者の職氏名

市 長 米 田 徹 君  
 総 務 部 長 金 子 裕 彦 君  
 産 業 部 長 齊 藤 隆 一 君  
 企 画 財 政 課 長 藤 田 年 明 君  
 + 能 生 事 務 所 長 原 郁 夫 君  
 市 民 課 長 池 田 正 吾 君  
 福 祉 事 務 所 長 加 藤 美 也 子 君  
 交 流 観 光 課 長 渡 辺 成 剛 君  
 建 設 課 長 串 橋 秀 樹 君  
 ガ ス 水 道 局 長 清 水 保 雄 君  
 教 育 長 竹 田 正 光 君  
 教育委員会こども教育課長 山 本 修 君  
 教育委員会文化振興課長  
 歴史民俗資料館長兼務  
 長者ヶ原考古館長兼務 磯 野 茂 君

副 市 長 織 田 義 夫 君  
 市 民 部 長 田 原 秀 夫 君  
 総 務 課 長 岩 崎 良 之 君  
 定 住 促 進 課 長 渡 辺 勇 君  
 青 海 事 務 所 長 大 瀬 信 明 君  
 環 境 生 活 課 長 五 十 嵐 久 英 君  
 健 康 増 進 課 長 山 本 将 世 君  
 商 工 農 林 水 産 課 長 齊 藤 孝 君  
 会 計 管 理 者 横 田 靖 彦 君  
 会 計 課 長 兼 務  
 消 防 長 大 滝 正 史 君  
 教 育 次 長 竹 之 内 豊 君  
 教育委員会こども課長兼務  
 教育委員会生涯学習課長  
 中央公民館長兼務  
 市民図書館長兼務 佐々木 繁 雄 君  
 監 査 委 員 事 務 局 長 森 正 人 君

+

#### 事務局出席職員

局 長 小 林 武 夫 君  
 係 長 室 橋 淳 次 君

次 長 松 木 靖 君

+

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7 番、田中立一議員、16 番、新保峰孝議員を指名いたします。

次に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

○18 番（松尾徹郎君）

おはようございます。

本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、追加議案についてであります。

本日、追加提案されます議案第 127 号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 128 号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 129 号、教育長の任命についての 3 件につきましては、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出があります。

また、本定例会初日に報告いたしましたとおり、議会運営委員会の所管事項調査報告についても行うこととし、これらを本日の日程事項とすることといたしました。

また、議員発議として、発議第 11 号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書が所定の手続を経て提出されております。

これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

また、本日の議会運営についてであります。教育長任命に伴い、新たな教育長選任の議案が提

+

出されております。当市議会の先例申し合わせでは、特別職の退任の挨拶については、市長、副市長、教育長から退任に当たり挨拶の申し出があった場合に、本会議終了後、議場においてこれを受けることとしており、このたび申し出がありますので、挨拶を受けることとしております。

また、先例申し合わせ事項 87 では、本会議において特別職は就任の挨拶を行うこととなっております。現在のところ、特別職の対象者として、副市長のみを明記しておりますが、新教育委員会制度においては、教育長は特別職となりますことから、副市長同様、新教育長についても挨拶を受けることといたしました。

したがいまして、先例申し合わせについても修正することで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

## 日程第 2 . 所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第 2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、3 常任委員会が開かれ調査を行っており、また、議会運営委員会では、閉会中調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12 番 伊藤文博君登壇〕

○12 番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の 12 月 14 日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

学校給食における事故対応については、休憩中の報告として、担当課より 12 月 4 日から

11日までに発生した3件の異物混入について説明があった後、委員に所管事項調査に切りかえるべきか諮ったところ、そうすべきという意見により、所管事項調査に切りかえて調査を行っております。

委員より、これまでの委員会でも指摘されてきたが、増員は図られたのか。子供たちの様子はどうか。保護者などからの苦情はないかという質疑に対し、現在、増員は行っていない。異物混入が続くことに対する子供の意識は高くなっているが、学校、こども課に対する問い合わせはないと答弁がありました。

また、納入業者への指導はどのように行っているか。製造現場へ足を運んで確認したかという質疑に対し、納入業者へは強く申し入れを行い、再発防止策の徹底と報告文書の提出を指示している。製造現場へ出向いての確認はしていないという答弁に対し、製造工程のチェックを行うなどの厳しい指導により対応が変わる。誰のため、何のためかというところがぼやけているので、厳しい対応を求めると意見が出されています。

幼稚園・保育園の民営化検討については、担当課より、保育園・幼稚園の現状と開設時間、建設費における市負担額の比較、平成27年度決算見込による運営費の比較、市営から民営になった場合の市負担額試算について説明があった後、委員より、これまで先進地視察をしてきた例でいうと、サービス全般において、民間はよく研究していてメリットが多い。さまざまな問題があり、保護者の心配を取り除くのに時間もかかるので、早く方向性を定めるべきだがいかがかという質疑に対し、市外調査にも同行し、メリットも承知しているが、さらに掘り下げて課題なども聞いた中で研究したい。資料は旧制度による部分もあるので、平成27年度決算の数字を把握した上で、新制度への試算に置きかえて精査・検討したいと答弁されています。

また、民営化には保育士の抵抗感もあり、人材確保も重要となるが、民営化後の賃金はどのようになるのか。また、市の臨時職員が民営化後の正職員となることが見込まれるが、パートや夜勤などの働き方も含めてトータルで考える機関が必要だがどのように考えているかという質疑に対し、民営保育園の賃金は、法人ごとにばらつきがあるので一概に比較できない。国の新制度は、保育士の待遇改善の目的もあり、市の臨時職員から民営の正職員になることで雇用の安定化が図られると考えている。保育に関する市の責任は当然ある。毎月、公立の園長会議、私立の園長会議を行っているが、その中で市の方向性を示すことが必要であると考えていると答弁がありました。

子ども一貫教育基本計画については、担当課より、子ども一貫教育基本計画(素案)について説明があった後、委員より、3本の柱を上げ、その柱を支える重要な教育活動としてのキャリア教育、ジオ学という観点は賛成であるが、目標をしっかりと、夢を膨らませる方向性を示してもらいたい。何のための教育かが重要であり、就職というところまで考えているかという質疑があり、ともに糸魚川への愛着形成をしていくことが大切であり、地域におけるサポート体制の強化が重要であるので実施していきたいと考えている。社会に出る力を生み出していくという観点から、就職までつながる方向性を示すことも考えていきたいと答弁がありました。

委員より、3つの柱の1つの確かな学力では、秋田県大仙市の例をとっても小規模校対策が重要であり、地域上げて一人一人の子供を大切に育てる必要がある。学校個々の取り組みより、全体を集めて考えるべきだがいかがかという質疑があり、配置計画については、子ども子育て会議で議論してきたが、結論は出なかった。子供の教育を中心に考えるべきであり、複式学級の解消が重要で

あると考えているが、地域の混乱は避けたいと答弁がありました。

いじめへの対応については、担当課より、中学校のいじめの状況についてと教師との関係による不登校の状況について説明があった後、委員より、平成25年の重大事案について条例までつくっているいろいろなやってきたが、教育委員会でどんな再発防止の対策を行ってきたのかという質疑に対し、子供たちの学級での様子の把握と対策のために今年度からハイパーＱＵの検査を全学校で実施し、次にスクールソーシャルワーカーを今年度から市として独自に採用し、いじめの問題の解決への対応をお願いしている。また、指導主事の学校訪問の回数をふやし、学力といじめ不登校対策について、必ず校長と面談し、方向性について指導をしている。また、ひすいルームの相談員との定期的な相談会も実施をしている。そして、教職員への研修会を今年度も実施し、今年度は、1月に保護者、子供たちを交えてネットトラブルについての研修会も実施をする予定であると答弁され、それに対する、それらの対策が機能していなかったと言わざるを得ない。現在、被害、加害生徒の状況を含めて、いじめに関する詳細な把握・分析をしているかという質疑に対し、教育委員会内の調査チームを立ち上げて、詳しい分析をしようとしている最中である。委員には、人権擁護委員や民生児童委員にお願いし、いじめの実態把握とともに、これまでの教育委員会・学校の対応もどうであったかについて検証してもらう。加害・被害生徒のことについて自己肯定感の状況なども見取っていききたい。加害生徒の背景については、学校で調査をしているが、教育委員会でも追加の初期調査を行い、考えていきたいと答弁されています。

また、教育委員会としては、学校長をどのように指導していくのかという質疑に対し、該当校は、いじめ対策については頑張っていて、認知件数も多く挙がっていた。教職員の中で、いじめを見逃さない気持ちが育ってきていたと思っていた。しかし、こういう結果になってしまい、11日の緊急校長会では、不登校になっている子供たちのことについて、再度確認をしてくれということ、学校のいじめ防止基本方針を、もう一度全職員で確認をすることについても話をした。教職員の意識が、いじめ防止には大切なので、その点について指導していきたいと答弁されています。

平成25年の事案の生徒が、再度被害に遭ったということは、いじめ防止の重要性について安易な受けとめ方をされているのではないかという質疑があり、学校では、この生徒に対しての学習保証ということについても保護者と相談しながら進めていたし、再発防止に努めていたが、残念な結果になってしまった。指導が行き届いていなかった、生徒の心に落ちていなかったということであり、十分反省をしていきたいと答弁されています。

また、教育長がやめることになったのはいじめ問題が要因か。どの程度重大な捉え方をしているのかという質疑に対し、教育長になってから、失敗事案が多かった。今回のいじめ再発などもろもろのことを含めて、一身上の都合ということで辞表を出させていただいたと答弁があり、教育長の責任の感じ方、責任のとり方について、やめるのはいいが、どのような手だてを打って、どういう責任をとっていくのかははっきり言わなければ誰も納得しない。この状況の中でやめることについて、任期いっぱいどういう思いで務められるのか、その後をどういう形で引き継いでいくのか、最後の責任をどう果たすのかという今現在の教育長の覚悟のほどを表明していただきたいと厳しい意見・要望が出され、こういう事案が起きないようにしたいということが、私自身の覚悟である。起きた事柄が、皆さんに迷惑をかけ、心配をかけているということで責任を感じている。これは子供・保護者に対する自分自身の至らなさでもあるとも思っている。これから残っている期間を精いっぱい

この事案解決に努力していきたいと答弁されています。

ほかにも多くの質疑がありましたが、調査委員会の調査中でもあり、調査の内容を時系列に整理した資料をもとに、どの段階でどのような対応に不備があったのかということをはっきりとできる形を整えて、再度、委員会で取り上げることとしています。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、指定管理者の評価結果についてと筒石・徳合地区における法枠工点検についてであります。

まず、指定管理者の評価結果についてであります。これは、市の指定管理者制度の運用ガイドラインに基づき評価結果をまとめているもので、その結果は所管の常任委員会に報告することとなっていることから、今回、評価結果の出た糸魚川シーサイドバレースキー場、シャルマン火打スキー場、グリーンメッセ能生の各施設について、所管事項調査として報告を受けたものであります。

委員からは、経済的な波及効果まで含めて、どう評価するのかと意見が出されました。担当課からは、評価表の中身は見直しをしていくが、この指定管理者の評価は、あくまでも指定管理者の業務に対する評価であって、今後、公共施設の管理適正化計画の中で各施設の費用対効果の部分も検証したいと思っているとの答弁がありました。

次に、筒石・徳合地区における法枠工点検についてであります。これは、能生地域の浜徳合、筒石地区で昭和63年から平成12年にかけて総事業費24億7,000万円で行われた治山整備事業が、設置後14年から26年の年数が経過し、ひび割れや局所的な空洞が発生していることから、平成26年度から外観点検等が行われているものであります。当日の報告事項であったものを、

+

急遽、所管事項調査に変更して行ったものであります。

この事業の実施主体は新潟県であります。12月8日に地元説明会が開催され、42人の参加があったそうで、その中では近年の東日本大震災やゲリラ豪雨等の異常気象を心配して、持ちこたえられるのかといった発言が多くあったそうであります。

今現在の県の方針では、完成当時の機能を維持する補修・工事方針のようではありますが、地域住民からは機能強化してほしいという要望が出ており、市としては、今後、県に対して機能強化し、安全対策を講じてほしいという要望をしていきたいと考えているということで、県と連携をしながら、さらには国へ向けても治山事業の予算獲得、事業促進に向けた運動をしていきたいということでありました。

なお、この案件につきましては、委員会としては引き続き閉会中にも現地視察も含めて調査を継続したいと考えているところであります。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

○2番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と結果についてご報告いたします。

調査項目は、次期ごみ処理施設の整備について、健康づくりセンターの平成26年度収支についてであります。

初めに、次期ごみ処理施設の整備については、担当課より、次期ごみ処理施設の整備については、平成32年3月までの稼働開始を目標に進めている。事業方式には、設計・建設・運営を一括発注するDBO方式や、設計及び施工と運営と別々に決定する、いわゆるDBプラスO方式などがあるが、現在行っている基本設計の結果、当市の状況に適した方式を設定していく方向で検討しているとの説明があり、委員より、整備スケジュールを見るとDBO方式の場合、工程的に難しいか

と思うが、この事業者設定に要する期間というのは、工程表に示されたとおりの期間が実際に必要なのか。

また、ＤＢＯ方式の場合に、選択できる事業者の数はどのくらいあるのかとの質疑に対し、整備スケジュールは、標準的にはこれぐらいかかるということで作成されている。現在、基本設計を行っており、事業規模がどれくらいになるかが工期にもかかわってくるので、その辺を含めて、基本設計の受託業者が、何が当市に合うのかコスト面も含めて検討している最中である。

また、事業者の数は先進事例を見ると、おおむね３社から５社ぐらいの応募があるようだが、施設の規模によって応募業者が変わり、このＤＢＯ方式については、設計・建設する事業者と運営する事業者が共同体を組んで入札に応募するため、その時々組み合わせによって応募数が変わってくるとの答弁がありました。

さらに委員より、この事業は、何十年に１回の大きなプロジェクトである。ごみ処理施設を専門的に見て、本当に詳しく知り、どのような形が糸魚川には一番いいのかということに悩み、汗をかいてくれる職員がいてほしいがどうかとの質疑に対して、大きなプロジェクトに長期にわたって踏み込んでいかなければならない。そのためには、事業主体である糸魚川市が、設計前の段階から方針をしっかりと示して進めていくことが大事であり、民間の知識、他の先進事例等も参考にしながら議会の意見も聞きながらまとめていきたいと思っている。大事なことは、現施設においてトラブルが発生したことを教訓として、施設ができた後の運営についても市が監視できる体制、運営を長期に委託することとなっても業者任せにならない、市や市民が監視できるような体制を今の段階から考えて設計に当たることだと思っているとの答弁がありました。

他の委員より、この工程表でいくと、ＤＢＯ方式は無理だということなのか。１つの作業が終わってから次の作業に入ることではなくて、少し重なってでも早く取りかかり、期限に間に合うような工程修正をお願いしたい。長野県小諸市へ先進地視察に行き、ＤＢＯ方式というのはいい方法であると感じてきた。ぜひＤＢＯ方式でやってもらいたいと思うが、いかがかとの質疑に対して、現在、基本設計の中で、ＤＢＯ方式も含めてどういう方式が最適かということを検討している最中である。表にしたのは、標準的にはこういう形になるということをお示ししたものである。基本設計の中でどういう方式が最適であるという提言を受けて、最終的には議会へお示しし、どのような事業方式でいくか、今後決定をしていきたいと思っている。今後、基本設計を固める前に、所管課、契約担当課などで、小諸市あるいは他の先進地の視察をさせてもらって、調査研究の上、基本設計をしっかりとしていきたいと思っているとの答弁がありました。

なお、委員より集約事項の提案があり、次期ごみ処理施設の整備については、ＤＢＯ方式での取り組みが実現するよう、さらなる努力を求めることが集約されました。

そのほか多くの質疑がありましたが割愛します。

次に、健康づくりセンターの平成２６年度収支についてでは、健康づくりセンターの会計状況について、平成２６年度の収支報告書及び損益計算書に基づき、調査を行いました。

当日の報告事項であったものを急遽、所管事項調査に変更して行ったものであります。

委員より、当期の純損失が約１５６万円となっているが、これは売上高があれば解消できることだと考える。当初予定していた売り上げと実際とは、どのぐらいの差があるのかとの質疑に対して、収入の部分では、平成２６年度の料金収入は３９０万円ほどの減であり、逆に教室等の受講料

収入は２２０万円、スポーツ関連商品の売り上げは１２０万円ほどの増ということで、全体で計画よりも５０万円ほどの減であるとの答弁があり、さらに委員より、当初の予定より収入が５０万円下回って、当期の純損失が１５６万円になるのか。純損失５０万円ではないのかとの質疑に対して、さきに申し上げた数字は消費税込みのものであり、サービス業の料金については、必ず消費税がかかるし、支出側の人件費については消費税がかからない部分の比率が高くなっている。そういった部分の影響もあり、１５６万円の損失となっている。

ただ、その部分については、本社費の扱いの中に含まれていて、こういった形になるのかが市側にも見えない部分なので、その辺についてもう少しコナミ側と協議を進めていきたい。平成２７年度の９月期までの状況については、利用料収入は微増傾向であり、支出側の電気料は、施設の管理をより細やかに行う中で減額となっている。

さらに、削減できるところを整理しながら黒字化に向けて努力をするように協議をしていきたいとの答弁がありました。

さらに委員より、本社費については、内訳として、人件費、講師派遣費、運動プログラム開発費など書いてある。損益計算書の販管費の中に入れて計算すべきと思うがどうか。

また、運動プログラム開発費は、糸魚川だけではなく、日本中の施設からくるわけで、全部集めれば物すごい数字になる。そこら辺をどのように考えているのかとの質疑に対して、例えば本社費の人件費の部分について、これを人件費の科目の中に入れるなど、そういった形で適正に入れるべきだということは、コナミへは話してあるので、そこはもう少し整理をさせていただきたいと思っている。

また、運動プログラム開発費については、コナミが開発した運動プログラムをパッケージとしてそれぞれが使用することに対して、開発費の一部を使用者が負担するというものであるとの答弁がありました。

さらに、はびねすだけでなく、全国で使われる運動プログラムの開発費に市として幾ら払っているかというのわからないのかとの質疑に対して、収支報告書の備考欄にある項目の金額の内訳までは、今のところ確認していない状況であり、もう少しここを精査して、７．５％という本社費が適正なのかどうか、コナミの状況もよく聞かせてもらいながら精査をしていきたい。不足の分については、次の委員会までに詳細な資料という形で提出をさせていただくとの答弁がありました。

なお、委員より集約事項の提案があり、健康づくりセンターについては、今後、収支などについてさらに詳細な説明を求め、運営状況について引き続き注視していくことが集約されております。

その他、多くの質疑がありましたが割愛します。

以上で市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔６番 保坂 悟君登壇〕

○６番（保坂 悟君）

1点お尋ねいたします。

ごみ処理にかかわることで、以前、大野地区の一般廃棄物最終処分場の経過とか、そのことについて反省を含めて、そういうものを市民に公開していくような議論というのは、なされたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

○2番（笠原幸江君）

お答えいたします。

今回の所管事項調査では、そこまでやっておりませんが、その前の9月あるいは所管事項調査を行ってる折に委員のほうから、一般廃棄物最終処分場のごみ焼却炉について、じん肺、不適切な水銀を含む、ばいじんを含めたことについての経緯、誰がどうしてそうなったのかしっかりとまとめるように市民厚生常任委員会でも行政のほうにお願いしてあります。それによってしっかりと、膨大な資料になるために、今着手してるところなので、まとめたらしっかりと冊子にまとめるというご返事はいただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

わかりました。委員会のほうで、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

+

所管事項調査報告をいたします。

去る１１月１２日及び１３日の２日間、兵庫県加西市、京都府亀岡市、大阪府大阪狭山市、３市議会において、議会改革について市外調査を行っておりますのでご報告いたします。

主な調査項目は、議会基本条例、議会報告会及び市民との意見交換会、また、本会議及び委員会におけるライブ中継、録画配信について、反問権、通年議会、代表質問制などについてであります。

３市議会それぞれ調査項目がほぼ同じでありますので、一括してご報告いたします。

初めに、議会基本条例及び議会報告会については、４年ほど前から本市議会でも協議を重ねており、今回の調査を含め１０カ所程度の先進地を研修いたしました。調査地全てにおいて共通していることは、基本条例は制定したものの、ハードスケジュールの中、議会報告会を開催する上での資料作成や継続することへの困難さ、また、市民参加が極めて少ないという共通の課題がありました。今回、調査を行った３市議会においても、それぞれ今まで調査した議会と同様、議会報告会については回数を重ねるたびに参加人数の減少と参加者の固定化が共通の課題であります。

しかしながら、参考となった点は、議会報告会から意見交換会へ切りかえることにより、市民から新たな情報や政策面で参考となる意見を聞くことができるようになるという点で、議会報告会よりも意見交換会として実施したほうが、市民と対話をする中で、より身近になりやすいのではないかと考えられます。

ただ、意見交換会において、複数議員の出席により議員間の意見が割れた場合、逆に混乱を招くこともあるだけに、そこをどのように調整していくかが課題となります。

また、加西市議会におけるインターネット中継の概要については、本会議は平成１９年から、また委員会については平成２２年９月より実施され、現在のところ各常任委員会、議会運営委員会においても行われていました。映像については、本会議は本市と同様、発言者はズームアップとともに役職名と氏名を挿入するものの、委員会においては固定カメラのため、ズームアップ及び役職名と氏名の挿入などは行っておりません。

なお、参考までに年間経費は、委託料、回線使用料等で約２９０万円、アクセス件数は、平成２６年度の場合、本会議は延べ日数１７日で２，０９６件、委員会開催は延べ４２回開催で１，９５０件であります。

また、市議会議員１５名のうち１３名が専業として議会活動に専念しており、ハードな議会日程をこなしながらも視察後の報告書を全員がホームページに掲載するなど、活発に議員活動を行っていましたが、報酬面など専業でできる環境整備がされていたと思います。

次に、亀岡市議会の特徴としては、多くの点で先進的に取り組まれておりますが、開かれた議会にする意味で、現在のところ、子ども議会に力を入れ、子供目線での意見を参考に広報広聴委員会で取りまとめ、実施していく議会の姿勢について、本市議会としても今後、子ども議会に限らず中学生・高校生などに対しても検討すべきであるとの意見が委員より出ております。

また、大阪狭山市議会の特徴としては、通年議会を実施している点であります。これまでの議会定例会は、年４回、市長の招集により開催されておりますが、通年議会にすることで、議長または委員長長の権限により、必要に応じて本会議・委員会が開催できるようになります。本市議会でも既に委員会においては所管事項調査を頻繁に実施してはいるものの、例えば専決処分の取り扱いについてもできるだけ少なくするための利点があり、非常に参考となりました。

また、新年度予算については、会派ごとの代表質問制を採用している点や議員間討議を活発に行っているなど、議会改革に積極的に取り組んでおります。

今回、３市議会の議会改革を研修し、委員からは、議員が年間を通して常時議会活動に専念できるような環境整備、つまり議員定数とそれに連動して議員報酬など、より議会改革を進める意味で、今後まだまだ研究する必要があるように思うとの意見が出ております。

また、去る１１月２４日に開かれた議会運営委員会において、市外調査の集約を行いました。今まで４年ほどにわたる議会基本条例の研修について、絶えず課題となった点は、先ほども申し上げましたが、議会報告会のさまざまな課題であります。

しかしながら、このたびの調査を通じて参考となった点は、議会報告会に縛られることなく、意見交換会に切りかえることにより、開かれた議会に一步前進できるのではないかと考えます。

したがって、本市議会にとって参考となる先進地の議会基本条例をいま一度精査し、慎重に進めながらも本年度末までには具体的な方向性を出すことで委員会の一致をみております。

以上で所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第３．議案第１０５号から同第１１０号まで、同第１２６号及び請願第４号

○議長（倉又 稔君）

日程第３、議案第１０５号から同第１１０号まで、同第１２６号及び請願第４号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

○１２番（伊藤文博君）

本定例会初日の１１月３０日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決、請願第４号は不採択であります。

議案第１０５号、糸魚川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１０７号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１０８号、糸魚川市保育実施条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１０９号、財産の譲与について(旧糸魚川市消防団能生方面隊第１分団第１部筒石格納庫)、議案第１１０号、財産の譲与について(旧糸魚川市消防団能生方面隊第１分団第３部藤崎格納庫)、議案第１２６号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてでは、若干の質疑の上、可決されておりますが、特に報告すべき事項はありません。

議案第１０６号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委員より、マイナンバーが始まるが、市民の理解は進んでいない。どのような有効性があるのか、メリットの部分の説明が必要である。丁寧な対応、説明が必要だがいがかという質疑に対し、広報、ホームページ、出前講座で周知を図っている。国からの通知カードと一緒にパンフレットは全家庭に送られているが、読んでいない方も多いと思うので、出前講座などで丁寧な対応をしたいと答弁されています。

委員より、市の個人番号事務実施者だけが個人番号を使うということだが、事務処理のおくれにつながらないか。また、市民は窓口に来るときに必ず個人番号が必要となるとすれば、メリットはあまり感じられない中で、不便になるのではないかという質疑に対し、事務実施者は、業務に支障のない程度の人数としたい。個人番号が必要になるのは、税の申告や介護福祉サービスに関する手続の際だけであり、それ以外には必要なく、これまで同様のサービスを受けられると答弁がありました。

委員より、この制度には莫大な予算がかかり、費用対効果を考えたときに適当とは言えない。また、危険性で市民にはマイナスの制度と考えるので反対するという意見が出され、起立採決の結果、可決されております。

請願第４号、所得税法第５６条廃止の意見書を国に提出することを求める請願では、紹介議員が委員の中にいることもあり、紹介議員からの説明と紹介議員への活発な質疑応答が行われた後、意見を聞いています。

採択すべき意見として、家族従業員の給与を経費と認めないことによって、所得証明がとれない、休業補償が専業主婦よりも低いということが問題である。

採択すべきではないとする意見として、青色申告すれば、給与を経費として認められるし、難しい手続ではないので、事業者として当然の業務であるなど出されています。

起立採決の結果、賛成者少数で不採択となりました。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔１６番 新保峰孝君登壇〕

○１６番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第１０６号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対討論を行います。

本条例案は、個人番号制度に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して定めるものであります。番号制度については、Ｇ７に入ってる国で、日本のように全員強制、生涯不変、官民利用の番号制度を利用している国はないとのことであります。アメリカ・カナダは任意の社会保障番号、フランスは社会保障番号、ドイツ・イタリアは納税分野の番号、イギリスは国民ＩＤカードを導入しようとして反対に遭い、中止になったとのことであります。

個人番号制度は、利便性・必要性が乏しく、大量の情報流出の危険が指摘されているところであります。このような個人番号制度には反対ですので、本案に反対するものであります。

次に、所得税法第５６条廃止の意見書を国に提出することを求める請願について賛成の討論を行います。

所得税法第５６条には、生計を１つにする配偶者・その他の親族が事業に従事したとき、所得の金額の計算上、必要経費に参入しないものとする規定されております。事業に専従する家族がある場合の必要経費の特例として、配偶者８６万円の場合とその他の家族５０万円の場合の事業専従者控除を規定しておりますが、あくまでも特例の控除でしかありません。特例があるからといって本体である５６条の必要経費に参入しない、家族労働に給与は認めないという基本は変わらないわけでありまして。家族労働を労働と認めないというのは、明治２０年制定の所得税法の考え方、家父長制時代を引きずった考え方と言わざるを得ないものであります。同一労働・同一賃金は、時代の流れであります。白色申告、青色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人一人の働き分は必要経費と認めるべきと考えます。働いていても所得証明もとれないようでは困るわけでありまして。

以上、賛成討論といたします。以上であります。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔１５番 吉岡静夫君登壇〕

○ 15 番（吉岡静夫君）

議案第 106 号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

本議案は、提案理由にもありますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、あるいはこれを受けての地方自治体としての条例制定であります。いわゆるマイナンバー制度施行であります。このマイナンバー制度、確かに行政の効率化を前面、表へ出しておりますが、その裏側では、個人情報の国家管理、さらには漏えいのリスク、管理社会化への危険を内包しております。さらに、普通の国民・市民にとって写真添付や、なくしたときの自己責任といった問題を抱え込まざるを得ないという厄介な問題、さらに加えて、特に小規模事業者が目立つわけですが、にとっては困惑以外の何物でもないという現実もあります。現に各地でそれらの問題点、あるいは憲法などの各法律問題を提起しての提訴への動きも目立っております。

この問題、1968 年の国民総背番号制、1980 年のグリーンカード制度、2002 年の住民基本台帳ネットワークシステムなどの動きがあり、その都度、プライバシー問題や所得を知られる危険などへの反発などもあり、頓挫あるいは挫折、そういった経過を繰り返してきた歴史があります。さらに 2014 年の特定秘密保護法、これもプライバシーの侵害などの理由で批判されているところでもあります。そして、ことし通信傍受法改正がありました。さらにそして、今回のマイナンバー法制定であります。

確かに、今回の動き、制定と言いましたけれども施行と言ったほうがいいと思いますが、確かに今回の動き、強制ではない。だから、通知と引きかえの申請書提出しなくても問題ないとされています。これは私、関連する同旨議案 121 号、123 号、124 号の委員会審査の際も確認させてもらいました。確かに、過日、ようやく配られたマイナンバーのお知らせ、個人番号カード交付申請のご案内という中でも、申請できますとか、さあ申請しましょうと強制に渡ったものでないことをうたっておりますが、当たり前の私たち一人一人、普通の市民にとっては、こういった詳しい歴史や中身はほとんどわかりません。そこへ持ってきて、今も取り上げた申請書への写真添付、先ほども言いましたが、にしてもカードをなくした、あるいはなくなったときの手間暇、対応、自己責任にしても、まずは不安が先でしょう。マイナンバー制度、1 億総活躍、主人公の肝心の国民の多くが戸惑い、困惑、抗議、批判をしているのが実態ではないでしょうか。それよりも何よりももう 1 つ、マイナンバー制度そのものへの認識そのものがないというのが問題です。さらに地方創生と持ち上げられている肝心の地方が、あるいはこの問題にかかわらざるを得ない各自治体が、市町村役場が、各職員そのものが、正直なところこういった現実の中で戸惑い、困惑しながらも処理・対応に当たらなければならない、動かなければならないという冷たい現実。これを称しての 1 億総活躍の社会、地方創生の社会となるのでしょうか。そんなことはない。そこへ私たち、改めて目を向けるべきです。

以上、一人一人の国民の現状、あるいは現実、さらにはいや応なしにこの問題に直面せざるを得ない地方自治体の現状、職員はもちろんです、現実を考えたとき、国がやるからしょうがないの流れの中で終わらせてはならないと思うのです。それが 1 億です。地方の本分です。この問題、将来に必ずや悔いを残します。

よって、私は今回、マイナンバー法制化に伴う今回の動き、つまり議案第１０６号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については賛成いたしかねます。

以上、議案第１０６号に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１０５号、糸魚川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０６号、糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０７号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０８号、糸魚川市保育実施条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０９号、財産の譲与について（旧糸魚川市消防団能生方面隊第１分団第１部筒石

+

格納庫)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、財産の譲与について(旧糸魚川市消防団能生方面隊第1分団第3部藤崎格納庫)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第4号、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長(倉又 稔君)

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第4、議案第111号から同第120号まで

○議長(倉又 稔君)

日程第4、議案第111号から同第120号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(倉又 稔君)

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

建設産業常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり全ての議案について原案可決であります。

審査の経過における主な事項についてご報告いたします。

議案第１１１号、糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の制定については、長者温泉ゆとり館を日帰り入浴施設として市が管理運営を行うこととしたいため現行条例を全部改正するもので、今現在は指定管理者制度により地元の中尾区によって管理運営がなされているものでありますが、平成２６年度までの累積赤字が約３７４万円で、今年度以降も黒字になる見込みがないことから、７月に中尾区からの改善についての要望があり、協議をしてきたものであります。

これによって、期間の途中ではありますが、指定管理者制度による管理運営を平成２８年３月３１日で終了し、その後は市が日帰り入浴施設として運営し、その業務は中尾区に委託したいということでありました。

また、宿泊と宴会については、施設の有効利用という点から中尾区の独自事業として継続し、それによって利益が出た部分でこれまでの累積赤字を減らしていくということでありました。

行政側としては条例制定が先で、その後に詳細を協議するとのことでありましたが、委員からは、条例案だけでは全体の管理運営の仕方が見えてこないことから説明と資料が不足しているとの意見が出され、追加資料の提出を求めたところ、平成２８年度に想定している収支見込みが示されました。これによれば新たな仕組みでの市の支出は、年間８００万円程度になる見込みとのことでありました。

委員会の中では、もっと早い時期に市が経営指導に当たれなかったのか、また、宿泊営業許可等はどうなるのかといった質疑のほか、家賃や固定資産税がない恵まれた条件で赤字を出すこと自体あり得ないといった厳しい意見がありました。

中尾区は少子高齢化が進んでおりますが、ゆとり館があるおかげで何とかもっている地域であるので、行政としてもできることであれば施設を守りたいと考えているとのことであり、委員会としては、新たな管理組合をつくるなど何らかの形で運営ができる体制づくりをして、指導も含めて行ってもらいたいということで可決することに決しました。

そのほか議案については、若干の質疑があったものもありますが、報告は割愛いたします。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保峰孝議員。

○１６番（新保峰孝君）

委員長にお伺いいたします。

指定管理を外して直営にするということですが、いつごろから経営が厳しくなっていたんでしょうか。権現荘と同じで大変だから料金の値上げをした。けれどもよくならない、かえって悪くなっていくということで指定管理を外すということになったのではないかと思うんですよね。いつごろから経営が厳しくなっていたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

行政側から出されました資料によりますと、累積赤字が主に出たのは、去年、おとしあたりからの累積赤字だというふうに認識をしております。あくまでも、今までですと燃料代等々の問題が一番大きなウエートを占めてきたような形で推移してはりましたが、具体的な話になりますと細かい書類等を傍聴席の中にも配付してあったかと思しますので、議場から離れてご確認を願いたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

委員会でどこまで審議していただいたかということで伺っているわけであります。

直営にしてですね、それと合わせて目的外使用の協定を結ぶということですが、旅館的な部分、食事の部分、食事提供の部分ですね、こういう事業を市内全体で見た場合、どうなっているというふうに捉えておられますか、厳しいのではないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

お答えをいたします。

その件につきましても、当委員会では十分な慎重審議がなされたというふうに私は思っております。その中で議員がおっしゃるとおり、こういう状況の中ではどこの事業体も厳しさは増しております。これは認めざる事実だと思いますが、その件に関しましても具体的に申し上げますと、先ほど委員長報告の中にも申し上げたとおり、この地域における１つの核として我々委員会でもいろんな条件の中でももう少し頑張ってもらいたいという集約がなされておりますので、その意見をもちまして今ほどの報告をさせていただきました。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

もう少し頑張ってもらいたいということではありますが、直営にして目的外使用の協定を結ぶという状態で、どこまで行くというふうなことなのでしょう。赤字が解消されるまでなのか、ずっとなのか、その辺ところは議論されましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

今ほどの、いつまでという議論はなされておりましたが、我々委員会としても早急に赤字解消に向けて鋭意努力していただきたいという旨は行政のほうにも申し上げたつもりでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

失礼、新保議員に言います。３回までで終了させていただきます。

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原 実議員。

○１３番（田原 実君）

委員長お願いします。

報告の中で、地区にこの施設があることで、少子高齢化の時代の中で地区にこの施設があることで何とかなっているというご説明あったんですけど、何がどうして何とかなってるかという因果関係というものを、もう少し具体的にかみ砕いてご説明いただきませんか、地区に施設があるから何とかなっているのに残したいという話ではですね、ちょっと腑に落ちないもんですから、そこをもう少し。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

その点に関してもお答えをしたいと思います、委員会の中でなぜこういうふうな形になったかということも議論されたことは、田原議員、傍聴者として十分理解をしていると思います。我々委員会としても具体的にその地域における経済的な波及効果、そういうものを求めていますし、もう１つは地区の就労の場、地域としてそこで経済効果を起こすことによって、少なからずや少子高齢化の中で、その地域の人たちがなりわいとして頑張っていっていくという方針も出ているやに聞いております。そういう状況の中で今までのような形で営業的に入浴施設を市が直営でやる。後のほうに関しては、鋭意努力、例えば食材を利用するだとかいうような形で経済効果が出てくるものですから、そういうところで頑張っていたきたいという旨の説明があったやに記憶をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

そのことにつきましては、一般論として地域への経済効果のための施設としてつくられたということで私も理解はしております。

ただ、話を伺う中で、今後の施設の管理運営において糸魚川市のマネジメントというものがどうなのかということまでの踏み込みがなかったように感じたものですから、改めて伺った次第です。

ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

今ほどの件につきましても、委員の中から、やはり管理組合をつくるなどの運営指導をしていただきたいという意見も出ておりますし、その旨はしっかりとした形で、指導を含めて行うように体制づくりをしていただきたいということで、行政側にもしっかりと我々の意向を示してありますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第111号、糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１３号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１４号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１５号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１６号、契約の締結について(青海浄化センター水処理施設改築（土木）工事)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１７号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部）を採決いたします。

地方自治法第１１７条の規定によって高澤 公議員の退席を求めます。

〔１１番 高澤 公君退席〕

○議長（倉又 稔君）

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

高澤 公議員の退席を解きます。

〔１１番 高澤 公君着席〕

○議長（倉又 稔君）

次に、議案第１１８号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうちおさかなセンター、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１１９号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうち漁火、多目的広場の一部）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２０号、指定管理者の指定について（親不知ピアパーク施設のうち親不知交流センター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を１１時３０分といたします。

+

午前１１時１９分 休憩

午前１１時３０分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

日程第５．議案第１２１号から同第１２４号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第５、議案第１２１号から同第１２４号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔２番 笠原幸江君登壇〕

○２番（笠原幸江君）

本定例会初日に市民厚生常任委員会に付託されました本案について審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり全ての議案について原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

初めに、議案第１２１号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、納税及び換価の猶予制度の整備とたばこ税の税率改正を行う。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、市税に関する申告書などの記載項目に個人番号及び法人番号を追加することとなるとの説明に対して、委員より、マイナンバーに関して、町なかを歩いたり、知り合いと話をすると批判の声が非常に多い。一般市民の声は届いているか。マイナンバーを悪用した詐欺なども発生しており、一般市民はいろんな意味で疑心暗鬼になっているとの質疑に対して、マイナンバー制度は新しい形のものであり、関係者だけでなく市民の方々からわかりづらいという声もお聞きしている。これが詐欺などに利用されないようカードや情報の管理を市民が各自で行わなければならないことは、広報などを通じて周知している。まだまだ十分ではないので、継続して適正な情報管理に努めていきたい。

また、マイナンバー関係で、税関係の申告書などの様式を改正し、平成２８年１月１日から申告を願うものもある。マイナンバーが行政の効率性を確保するために必要であることを該当する皆さんにお知らせしていきたいと考えており、これから税の申告の時期に入るので、その中でも必要になるということも含めて説明していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員より、いろんな対応に関して自己責任でやってもらいたいという説明があったと思うが、番号通知カードを受け取らなかった方はどうするのか。また、マイナンバー制度を自分では認識できない方、高齢者の方などについてはどうかとの質疑に対して、番号通知カードを発送した総数は、市全体で１万７、６５０通である。そのうちで未達だったものが７６２通あり、それについては市のほうへ戻ってきた。その後は２５０通は既に本人に渡しており、また５０通については、死亡や転出ということで配付できないものがある。本人に届くようさまざまな手はずをとっているが、どうしても配付することができないものが２００から３００通ぐらいは残る見通しである。１２月中にできるだけ届けるよう作業をしている状況である。

また、制度を認識できない方への対応については、福祉事務所などと連携しながら、そういった方にも理解してもらえよう説明をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、マイナンバーについての反対意見があり、起立採決の結果、原案可決であります。

次に、議案第１２２号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、

担当課より、改正の趣旨についてと現行の税額と改正案とを比較した説明があった後、委員より、糸魚川に移住する人をふやそうというプランがある。糸魚川に来て起業し、生活する人が入る保険が国民健康保険の場合、県内各市に比べて糸魚川は高いとなると、糸魚川が移住しにくいまちとして評価されるのではないかと心配しているがどうかとの質疑に対して、今までは基金があった関係から県内の中でも当市は税額において低い位置にあったが、今回、その基金の状況を踏まえる中で増額改正というお話をさせていただいており、市が直接できることとして、医療費を下げる努力をしながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

本案については、異議なく可決することに決しました。

次に、議案第１２３号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、マイナンバー制度の導入に伴う様式の変更であるとの説明があった後、委員から、議案第１２１号と同様の反対意見があり、起立採決の結果、原案可決でありました。

次に、議案第１２４号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、マイナンバー制度の導入に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請書記載事項に個人番号を加えるものであるとの説明を受けた後、委員より、介護保険にもマイナンバーを適用してやっていくということだが、さまざまなミスが生じる可能性も出てくると思う。その辺のチェック体制をどのように考えているのかとの質疑に対して、担当課より、個人番号は、申請書の記載事項に追加されることになり、その申請書の取り扱いについては、責任者を設けるなどして福祉事務所内で厳重に管理していくとの答弁がありました。

また、本案についても、議案第１２１号、１２３号と同様の反対意見があり、起立採決の結果、原案可決となりました。

以上で市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔１６番 新保峰孝君登壇〕

○１６番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第１２１号、１２２号、１２３号、１２４号について反対討論を行います。

まず、議案第１２１号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１２３号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１２４号、糸魚川市

介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これらの条例改正案には、個人番号制度施行に伴い、市への申請書類等に個人番号を記載することを求める内容が含まれております。個人番号制度は、以前、国民総背番号制度とも言われておりました。大人から子供まで全ての国民に個人番号をつけて利用する制度ですが、利便性や必要性が低く、情報漏れやなりすまし等の不正利用のおそれが指摘されております。直近では、この14日に大阪、堺市の職員が市民68万人のデータを持ち出したことが発覚しております。このような危惧のある制度には反対でありますので、本案に反対するものであります。

次に、議案第122号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本条例案は、国民健康保険税を2段階に分けて値上げするうちの2回目の値上げ案であります。医療分については、所得割5.90%を7.05%に、資産割8.20%はそのまま、均等割2万2,000円を2万4,500円に、平等割1万7,300円を2万400円に。後期高齢者支援分は、所得割2.49%を2.7%に、均等割8,600円を8,800円に、平等割6,440円を7,000円に。介護納付分については、所得割2.36%を3%に、均等割1万5,250円を1万6,300円にする等であります。

平成27年度議決との比較では、1人当たり8.6%、1万516円の増ということであります。低所得者に対する軽減税率適用の数値はこれより下がりますが、1回目よりは少ないとはいえ余裕がない世帯には厳しいものとなります。市民にとってさまざまな負担がふえて、実質所得が減り続ける中での値上げは厳しいものがあります。このような状況での負担増は、できるだけ抑制すべきと考えます。特に収入の少ない方たちにとって影響は大きいものがあります。低所得の方たちに対する一般会計からの市独自の繰り入れをすべきではないかと考えます。

また、今後、当市の人口が引き続き減り続け、高齢化が進んで国民健康保険加入者が減っていくことも予想されます。現状の取り組みレベルで推移することになれば医療費はふえ続け、年金者がふえる中で引き続き国民健康保険税の値上げが続くことになります。当市の国民健康保険における医療費で、県平均を上回っているものが幾つかあります。病気の早期発見、早期治療と健康づくりの体制強化を図り、長期的計画のもとに健康寿命を延ばすことが必要であります。この取り組みの強化がない限り、国民健康保険税を上げ続けなければならないことになります。根本的には国の負担割合を2分の1に戻さなければ人口減少、高齢化、生産年齢人口の減少等、地域間のアンバランスを是正することはできず、過疎の進む地方ほど重い負担を背負うことにならざるを得ません。このような国の責任で地域間の差を是正することと同時に、市独自の努力として健康づくりを通しての健康寿命を延ばすことによる医療費の削減を図ることが必要であります。そのことが後期高齢者医療費、介護保険の負担軽減にもつながってくるわけであります。総合的な健康づくりの取り組みと取り組み体制の強化が求められております。検診受診率の引き上げ等努力されておりますけれども、残念ながら50%くらいであります。実行あるものにするためには、さらに引き上げる必要があり、十分とは言いがたいものであります。一般会計からの繰り入れ、健康づくり体制の強化、検診受診率の引き上げ等、医療費を抑える取り組みの点で十分とは言えませんので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔１５番 吉岡静夫君登壇〕

○１５番（吉岡静夫君）

議案第１２１号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論、それと同じく議案第１２３号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論、議案第１２４号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論、以上を合わせてさせていただきます。

まず、議案第１２１号ですが、今も所管の常任委員長の報告でもあからさまになりました。非常に国民・市民の困惑、さらには、私が強調したいのは、それを受ける地方側で自治体側が非常に困惑してる、職員も含めて。あるいは市長もそうかもしれない。そういう中でこういうことが行われていくという、これはお上がやるんだからしょうがない、それでいいのかどうか。

今、地方創生なんていって言われておりますけれども、そういう中で地方が、あるいは自治体が、あるいは自治体の役場が対応するのに非常に苦労してやっております。こんなことでいいのかということをお私は改めて強調させていただきます。それで、そういうことを言わせていただいて、１２１号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定については反対せざるを得ない、そういうことを言わせていただきます。

同様に、議案第１２３号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について、さらにもう一つ、議案第１２４号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、改めて反対ということで表明させていただきました。非常に残念であります。こんなやり方で国の政治が地方に、そういう意味で影響を与えるというのは、私は非常に残念であります。そんなことをつけ加えて終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２１号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２２号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２３号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１２４号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第６．議案第１２５号

○議長（倉又 稔君）

日程第６、議案第１２５号、平成２７年度糸魚川市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

○１２番（伊藤文博君）

+

本定例会初日の１１月３０日において、議案第１２５号、平成２７年度系魚川市一般会計補正予算（第５号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

企画財政課関係部分では、総合計画策定事業の総合計画審議会委員報酬において、委員より、委員は、総合計画が総合戦略、人口ビジョンと密接に関係することを意識して人選されているか。また、産業構造、教育水準、医療水準が課題であるが、突出した議論内容はあるかという質疑に対し、委員は諸団体の役員や地域代表など当初の予定より３名多くした。実質的には新年からの審議となるが、人口減少、高齢化などを課題として理解してもらい、審議をお願いすると答弁がありました。

また、基金積立金において、長野県下條村や山梨県身延町では、財政的に厳しい中、堅実な財政運営を行っていた。今後、交付税も厳しい状況が予想されるので、見通しをしっかりとった運用を図ってもらいたいという質疑に対し、厳しい状況が続く。策定中の中長期財政見通しが重要となるが、３年前の策定時と比較しても、国・県の状況や財政規模の変化、ごみ焼却施設建設の予算規模などかなり状況が変わってきているので、国の動向を把握する中でしっかり運用していきたいと答弁されています。

定住促進課関係部分では、生活交通確保対策事業において、委員より、市内全体の交通体系の見直しが必要ではないか。子供や高齢者への聞き取り調査による人の流れの分析が必要だがどのように取り組むのかという質疑に対し、現在の運行は、平均２．０２人と利用者が少ない状況で、小・中学生の遠隔地からの通学者が減少しているのも影響している。ターゲットを明らかにして人の流れ、交通系統の調査・分析が必要であり、来年度見直しを行いたいと答弁がありました。

教育委員会関係部分では、学童保育事業において、委員より、男女を問わず、地域の労働力は非常に大切であり、学童保育の延長による働き手の確保の観点も重要である。時間延長の申し出はないか。また、今後の取り組み予定はどうかという質疑に対し、アンケートの結果、２０％の方が１８時３０分までの延長を求め、そのうち６．４％は毎日の実施を求めている。現状は７割の方が１７時３０分までに迎えに来ている。職員への聞き取りでは、３２名中８名のみが延長に対応できると言っている。可能なところ、ニーズの高いところから対応したく、平成２８年４月へ向けて検討中であると答弁がありました。

また、博物館費において、委員より、フォッサマグナミュージアムの管理・運営に関し、民間活力の導入は考えていないか。物販も民間に任せたいと思うがいかがかという質疑に対し、学芸員の機能が重要である。日常の維持管理と物販に限定するのであれば業務委託となる。現体制での運営を望む意見もあるので、両面考えて検討したいと答弁されています。

市民会館費において、委員より、市民会館の職員体制、委託体制を充実する必要があると考えるが、いかがかという質疑に対し、リニューアルにより利活用が多くなっているので、現在の人員体制では厳しい。人員体制は、担当課、市民会館と協議して対応したい。委託業者への十分な対応も求めていきたいと答弁がありました。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１０番 大滝 豊君登壇〕

○１０番（大滝 豊君）

建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工農林水産課関係の水産資源活用産学官連携事業について、地元水産資源を活用した商品開発等による水産振興と学校の魅力向上等の地域活性化を目的に、一般社団法人能水会が連携して運営している加工施設「シーフードカンパニー能水商店」について、周辺環境に配慮した臭気対策設備の整備に県の補助金を含めた１００％の補助で２００万円を計上しているものでありますが、委員から、海洋高校が頑張っていることはうれしく思うが、どういう仕組みで高校生ビジネスに参画しているのかとの質疑があり、以前は疑似体験という名目の学校の授業で魚醤の製造販売を行い、材料の仕入れや売り上げは県費に計上していたが、生産を拡大して収入を上げていくことに制約があった。その制約を取り払って、生産活動と販売を高め、高校生が企業家精神を養い、新たなビジネス事業に取り組むため、この４月から海洋高校のＯＢが組織する法人に運営してもらう格好で取り組んできた。

県内の高校では、こうした形でのビジネスチャレンジは高等学校教育の中では行われておらず、今回は、たまたま一般社団法人能水会が受け皿になったが、県の高等学校教育課と十分連携し、許可も受けてのこの事業に取り組んでいると答弁がありました。

委員からは、県内でも珍しいケースで、より注目されると思う。立派な事業で先進的な取り組みだ。しっかりした組織づくりと理論武装で大事に育ててもらいたいという意見もありました。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔２番 笠原幸江君登壇〕

○２番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

委員より、ふるさと糸魚川同窓会応援事業について、非常にユニークな取り組みで評価もあると

+

ころだが、増額補正して、この事業をどのように生かしていこうとしているのか。この事業を利用した団体からは、どのような報告が上がってきていて、それをどのような形で次に生かしていこうとしているのかとの質疑に対して、この事業は、スタートから３年で見直しをすることになっており、ことしはその３年目に当たる。これまでの反省としては、本来この事業はリターンなり移住のきっかけにしてもらおうというのが最大の目的であり、また、これをきっかけに、ふるさと納税を糸魚川にしてもらいたいとして始めたものである。

効果が顕著には上がっていないというのが現状であり、今後は対象者をもう少し若い層に絞る方向で検討しているとの答弁がありました。

また、他の委員より、同事業による市内での経済効果についてはどうかとの質疑に対して、平成２５年度には補助額で６２５万円を支出しており、その事業費として約４，６００万円。また、平成２６年度の補助額が４１５万１，０００円で、事業費としては約２，９００万円ということで、おおむね補助額の５倍から６倍くらいの経済効果という算定になると分析しているとの答弁がありました。

そのほか質疑がありましたが割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２５号、平成２７年度糸魚川市一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を午後１時といたします。

午後０時０３分 休憩

午後１時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

日程第 7 . 議案第 1 2 7 号及び同第 1 2 8 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 7、議案第 1 2 7 号及び同第 1 2 8 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 2 7 号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の廃止について、議案第 1 2 8 号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありまして、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長に移行するため、議案第 1 2 7 号は条例を廃止し、議案第 1 2 8 号は所要の改正を行いたいものであります。詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

岩崎総務課長。〔総務課長 岩崎良之君登壇〕

○総務課長（岩崎良之君）

議案第 1 2 7 号、議案第 1 2 8 号についてご説明いたします。

市長説明で申し上げましたように、平成 2 8 年 1 月 1 日から新教育長に移行するための条例の廃止と改正であります。議案第 1 2 7 号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の廃止ですが、この条例は現在の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し必要な事項を定めていますが、新教育長への移行日の平成 2 8 年 1 月 1 日で条例の廃止が必要なものでございます。

平成 2 7 年 3 月議会で新制度の教育長の給与に関しましては、特別職の職員の給与に関する条例を改正させていただいております。

また、勤務時間等に関しては、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定させていただいており、来年 1 月 1 日からは、この条例内容に移行いたしますのでございます。

続きまして、議案第 1 2 8 号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、新制度への移行に伴いまして、教育委員長職の職がなくなりますことから、別表にあります教育委員長の報酬の規定を削除させていただきたいものでございます。

説明につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○20番（古畑浩一君）

それでは、議案第127号に対して、この128号も一括して質問でことでいいんですかね。

○議長（倉又 稔君）

一括ですから、一括でいいです。

○20番（古畑浩一君）

一括で全部持ち時間15分。

じゃあ1点目なんですけれども、議案第127号及び関連の条例改正案は、これは竹田教育長の辞任に伴う、急遽出されてきたものというふうにまず理解させていただきます。

そこでお聞きしますが、なぜこんな年度途中、しかも年末に入ってね、竹田教育長が辞任されるのかお聞かせいただきたい。

答えないや。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

先般、一般質問の際にもお答えしたとおり、一身上の都合によるものです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

私の一般質問及びですね、せんだって行われた総務文教常任委員会、7時を回る大変な長時間の論議の中でも、竹田教育長の辞任に至る経過と、そしてなぜやめるかということについて、明確な答弁がなかったとして、やはり大きな疑問符がついたままであります。一般質問の席でも申し上げましたが、教育委員会にかかわる不祥事につきましては、これまでも能生の民営保育園の問題から始まりですね、給食センター、それから東中学校、糸魚川中学校の給食不正会計のものだったり、そして、やまのい保育園から糸魚川小学校等の整備・建設に係る不正事件、そして、今日までいまだおさまることのない給食異物混入事件、さらに一旦は謝罪の会も行って和解の道に進んでいたというふうに説明を受けていた中学校でのいじめにかかわる重大事態の收拾どころかですね、再発して、さらにまた同中学校においては新たな重大事態というのが発生した。こういった一連の問題、全く解決することなく、また引責姿勢の辞任ということではなくて、ただ単に一身上の都合だけで辞任される、これにつきましては、いまだ私は納得ができないものであります。この件につきましては、任命権者の米田市長、やはりですね、ここの議会の承認を得て教育委員に推薦し、そしてまた教育委員会の中で互選をされて教育長という要職につかれた。市のトップの辞任ということに関して一身上の都合だけでは済まない問題があるんじゃないでしょうか。これについてどのようにお

考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほどいろいろなやはり案件を述べていただきました。その都度、その分については対応してまいったわけであります。そして今回、今いろんな事柄があって、ある程度の一定の向きを私は今進めてきた状況を見ておるわけでありますが、そういう中で今回辞表を出されたということで受けさせていただいたわけでございます。それは、その都度やはりいろんな場面の中で対応させていただいてまいってるわけであります。確かに、そういった事柄が続いたということは非常に私も遺憾に思ってる次第でございますし、これについても本当に私の責任も重いと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

議案127号は、教育委員長の、いわゆる廃止するという条例ですよね。8日の朝に臨時の教育委員会が開かれたということなんですけれども、その中ではどのような論議が交わされたんですか。竹田教育長は、この後、退任の挨拶する機会というのを与えられてるようですが、現在の教育委員長にはそのような機会は与えられないわけですし、臨時の教育委員会の中では、このまさに突如聞いた辞任劇についてはどのような反応があったのかお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹之内教育次長。〔教育次長 竹之内 豊君登壇〕

○教育次長（竹之内 豊君）

各委員さんは、辞表の提出があるということを知らされないまま当日の朝おみえになりまして、会議の前に教育長から委員長に辞表が提出されるということを目の当たりにして、大変驚かれておりました。委員長がそれを受け取ることについても皆さんに同意を求めた上で、受け取っていいかということを確認した上で委員長のほうで受け取りになりました。それをもって臨時の教育委員会に臨まれたわけでございます。短時間の会議ではございましたが、それぞれ皆さん残念な思いであったろうというふうに推測しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○20番（古畑浩一君）

教育委員長は、漏れ伝わってきたお話によりますと、かなりの憤りを示されたということを聞いておるんですけれども、そのような事実はありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹之内教育次長。〔教育次長 竹之内 豊君登壇〕

○教育次長（竹之内 豊君）

事前に、こういった内容について、当日の朝まで自分も知り得なかったということについて、そのようなお怒りの言葉は私らも頂戴いたしました。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○20番（古畑浩一君）

あまりにも唐突過ぎるんですよ。竹田教育長だけの辞任で済んでた時代ではなくて、辞任イコール新教育長制度になる、いわゆる教育委員長というものが廃止されて、今後は、今まで中立な立場を守っていた教育委員会の最高の責任者というのは、いわゆる自治体の長になる、いわゆる政治が教育に介入していくということの大きな分岐点とも言える、今回はそういうタイミングなんですよ。教育委員会のほうも突如の辞任のお話を聞いて、準備が間に合わなくてかなり大変な思いをされたということも聞いておる。

いいですか、一身上の都合というのは、一体何を指すんでしょうか。これは行政、教育委員会だけではない、学校の現場、教育の現場の皆さんにも大変な波紋と動揺を上げております。何度も言いますけれど、前の教育次長の退任や糸魚川中学校校長の、私に言わせれば更迭人事のようなことが行われてきておりますけれど、それと今回の教育長の辞任というものは、また全然意味合いが違うんですよ。公の立場、議会の承認を得て、そして教育委員会の中で互選を受けて教育長になった。いわゆる市長、副市長に次ぐですね、市三役の立場じゃないですか。市長、ここの一身上の都合だけで納得しろということ自体につきましては、私は非常にですね、納得できません。納得できるもんでもないわ。

また、さまざまな不祥事を起こして、私はその責任をとって身を引くということであるならば潔いと、さすがトップだなというふうな賛辞も送りたいと思いますが、ただ、この一身上の都合だけで済ますんであるならば、まさに職場放棄じゃないですか。自分がみずから、進退を私がお伺いしたときには、こうしたいじめ問題等の収拾を図るまで務めるのが私の責任であることから教育長については続けさせてもらいたいと、過去の私の質問の中でも答えてますよね。今回は解決するどころか、1つだった重大事態が2つにふえて、さらに教師による不登校事件というのも4件も出てきた。それまではいじめが原因の不登校がないというふうに答弁しておきながらですよ、次から次と明るみに出てきたことが、最終的には、この急遽12月8日に辞任を決意するに至った経過じゃないんですか。だったらそれを明確にして、残された任期の中を、例えばいじめに遭った被害者の保護者の皆さんに私の進退をかけておわび申し上げますと、解決に至らなかったのは、まことに遺憾であります。私の力の至らなさであります。私の辞任をもってぜひお許しを、責任をとったということをお認めいただきたいと。やはり立つ鳥跡を濁さずと言うじゃないですか。ここは竹田教育長が辞任されるということをもっと重く考えて、そして今できる中の責任をですね、やはりしっか

りと自分でとって、それで辞任されると。これがいわゆるトップの責務じゃないですか。それでもまだ一身上の都合だけで終わりにするつもりですか。私は、ちゃんとした辞任の理由を述べるべきだと私は思います。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

先般、古畑議員にお答えしたように、最後にご理解いただきたいという言葉を使ったと思うんです。今までの流れの中でさまざまな事柄が発生しております。そういうものを全て皆さんのご指導の中で行ってきたわけですが、自分自身でも支えきれない部分まできているという意味合いも含めてご理解いただきたいということで、一身上の都合という言葉を使わせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

もうやめるっていう人に対してね、何というか死者にむち打つというような質問をしてる私もつらいということも理解してください。ただ、ご理解いただきたいと言ったってご理解いただけません。

先ほど言った不祥事や、かつて起こされたさまざまな問題、今度は刑事事件にまで発展してることもある。これらについては私の言葉の中で出てきて教育長、市長はさまざまな事柄、そんなこと、あんなこと含めてという答弁です。何もご自身の言葉の中には、何の、どのような、いつの、そういったいろんな事件の責任問題だということについては、一切具体的なこと言わず、人の言葉を借りて、一般質問では私の言葉、総務文教常任委員会では、保坂議員の言葉を借りて、そのようなこと、あのようなこと、で一身上の都合、これじゃ済まないと言ってるんですよ、何回も申し上げますが。これはやっぱり市長、市長だって竹田教育長を見込んで教育委員に推薦している。任命責任であるんです。任命責任があるということは、逆に辞表を受け取った責任もあるということです。市長、こういった責任をいかがお考えなんですか。給食等の異物混入やいじめの事件、教育の現場のトップは竹田教育長ですが、行政の長は、市長としての私でございます。その責任については重く感じています。これは米田市長が私の一般質問で答えている事柄。その責任ある立場の方が、ただ一身上の都合だというだけで辞表を受け取ってよろしいんですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

そのようなやはり意味合いも、私は責任をとって辞任するというのを感じたものですから、それを受けさせていただいて、後はやはり、いかにその問題解決に進めていくかを取り組んでいきたい

と思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

じゃあはっきり申し上げますが、今回の辞任は、明確に引責辞任ということで捉えてよろしいですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

本人の、やはり体調とかいろんなものを考えたり、また今言ったそういった事件の事柄についてのやはり責任を感じての合わせた事柄だろうと捉えております。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後1時19分 休憩

+

午後1時19分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

それも含めてということで私は捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それも含めて、引責辞任と何を含めるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

一身上の都合というのも含めております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

引責辞任ということでよろしいですね。やはりそこらはっきりせにゃいかんと思いますよ。12月、もう教育長としてボーナスもいっぱいもらって、ほれでやめなはるというときにしてみたって、到底我々じゃもらえないような、何といいましょうかね、お金ももらって終わっていくわけでしょ、何の問題もなく。ただ、それじゃあ今までさまざまな部分で責任を感じてやめていかれた方々に私は申しわけないと思うんですよ。退職金ですか、やっぱりそれにしたって非常に大きいと思う。血税によってそういったものが払われ、市民のために公僕として働かなくてはいけなかった立場の方、だから通常の方よりも大きい金額をもらえてきたはずなん。その方がやはりやめると言ったことにおいて、教育委員長も辞任して、しかも廃止のきっかけもやはりつくっていくわけですから。単なる一身上の都合だけでは全く私はお話にならないと思っております。最後、市長のほうで、これは引責辞任と捉えるということですから、一応の答弁はいただいたというふうに思っております。

それから、議案第128号なんですけど、この際ですね、以前出された条例の改正案につきまして、ちょっと私の記憶が定かでないんですが、報酬及び弁償について教育委員長の分をへずっていくわけなんですけど、新しい教育長というのは幾らの金額になっていくんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

費用弁償についてはですね、従前と教育長は変わりません。報酬については、既に3月定例会で特別職の報酬について規定をさせていただいておりますが、56万5,000円が月額教育長の報酬でございます。これは前と新教育長では変更ございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

そのときもう少し論議すればよかったんだろうなとつくづく思うんですが、今回は教育長のかわりの教育長ではなくて、教育委員長足す教育長、責務も業務も非常に重たくなってきますよね。それなのに今の現行の教育長と同じ金額でもよろしいんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

特別職の報酬の変更につきましては、これまでも特別職報酬等審議会の意見を聞きながら変更するというので、教育長の報酬についてもですね、同じような考え方で考えてまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

これまでの教育長についてはそれでいいと言っとるんや。

ただ、今回の教育長からは変わっていくんだわね。さっきから言ってるように、教育委員会担当の副市長を決めるような役職になるんだろう、今後はね。教育委員会の中から教育長を選んで、その方が事務行為に当たるといんじゃないんですよ。教育委員長と教育長を兼務して、しかも市長が指名をして、その指名された人間を議会が承認することによって誕生する特別職なんですよ、完全なる。本来そこら辺の報酬等についても少し煮詰める必要があったらうなと思うんですよ。今までの教育長とは全く権限も立ち位置も全く変わっていくということなんですよ。そこはやっぱり認識しておかなくちゃならんでしょ。

最後に本当に竹田教育長、心からお疲れさまと言いたいところでありましたけれども、やはりこの最後、私はもう少し責任を明確にして立つ鳥跡を濁さずですね、本当はしっかりとした責務を全うして拍手で送っていただけるような引退にさせていただけりゃよかったかなというふうに思っておりますが、総務文教常任委員会の集約でもありましたが、きょうで終わりではないので、12月31日まで任期いっぱい、この不祥事の1つでもね、2つでもやはり解決するつもりでしっかりとした責任を果たしていただきたいと心からお願いして質問を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂 悟議員。

○6番（保坂 悟君）

ただいまの議案第127号、古畑議員と同じ、教育長の辞任にかかわる件で確認をさせていただきます。

一般質問の中で、松尾議員のほうから教育長が建設産業常任委員長の就任の祝い会に出られたということについての確認なんです、そういったものに対する政治的中立ということについての扱いと、今後そういうものに対する市の扱いというものがどのようにされていくのか、その辺をちょっと確認をさせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

岩崎総務課長。〔総務課長 岩崎良之君登壇〕

○総務課長（岩崎良之君）

法のほうでは教育長は政党、その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならないという規定がございますので、これに沿ったような活動に努めていただきたいと思いますっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

そういったとかってことじゃなくて、もう一切だめなのかどうなのかということはきちんと明確に言っていただかないと、今回やめられる理由の中にそれが入ってるのか入ってないのかということも確認したかったので、その解釈をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

地方教育行政の法律の中で規定してあることについては、今の総務課長お答えしたとおりでございますが、積極的な政治運動はしてはならないということについて、具体的にどういう事例の場合かというのは、その事例、事例に合わせて考えていかなければならないというふうに思っております。

また、この法律の中におきまして教育長及び教育委員の任命については、同一の政党に半分以上の人が属してはならないという規定もございます。これらを考えると政党に属していることが直ちに任命できないということでもないという、逆論からいくとそういうような規定になっております。

したがって、積極的な政治活動というのは、選挙の運動というようなものについてはだめだよということでありまして、その辺の状況を踏まえながらですね、状況の中で判断をしていくことだというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

そこが曖昧になるので、今回の事例についてはよくなかったということなのか、いやぎりぎりセーフなんだということなのか、そこをただはっきりさせていただいて、そのことを踏まえて、今回、辞任にこの要素が入っているのか入っていないのかという、その確認だけです。解釈論じゃないです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

今ほどのですね、申し上げたとおりでございますが、今回の場合のようなものは含まれるのかど

うかというのは、直ちに法律に抵触するというものではないというふうに考えております。

ただ、対外的に見た場合に好ましくないというふうには考えられるというふうにも思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

くしくもですね、今度、18歳からの人に参政権が与えられてという、例えば高校生にまつわることで、また教育委員会というところからもそういう部分が何というかな、近い状況になってくるわけですね。そういったこと一つ一つ丁寧に、解釈についての具体的な事例について言っていかなないと、あれはこうだ、これはああだというふうになってしまうので、そこを今回具体的な事例が出てきたわけですから、それについて市としてはこういう見解なんですと明確に言って、それで問題がなければ今回のやめられる理由にはならないかと思えますし、それがいや、やっぱりそこはグレーゾーンでだめなんだということになれば、やっぱりやめられる理由の1つになると思えますし、その辺はやっぱりけじめとしてはっきりさせたほうが市民も見ていてわかりやすいということなので、その辺をぜひ回答いただきたいと思います。

○議長（倉又 稔君）

質問に答えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

建設産業常任委員長就任を祝う会というのは、私も出席しておりませんので、どういう状況であったかというのは、ちょっとなかなかわかりづらいということでもあります。市の職員もそういうことでありましてですね、先ほど申しましたとおり、好ましくはないんじゃないかということでもありますけども、法的には抵触するかしらないか、その辺はちょっとなかなか微妙な問題だと思っております。今後はですね、やはり教育委員の政治的な中立の、何と申しますかあり方等につきましてはですね、きちんと文書でマニュアル化したものをして、そういったものを用いて今後きちんと統一していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

だから、だからこそ今回具体的な事例が挙がってきたわけですね。しかも公の場で報告もあったわけですよ。それについて、しっかり吟味してどういう結論かということを確認にしたほうがわかりやすいと言ってるんです。その場その場の状況というのであれば、今言ったように私は出てないからかもしれませんけど事情聴取するなり、周りから声を聞くなりきちんと調べて、ここで報告すればいいだけの話じゃないですか、違いますか。もう一度お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

そうすればよかったということでありまして、私も今その点についてはですね、反省をしております。そういったことを調査をきちんとすべきであったなと思っております。今後はそういったことを踏まえましてマニュアル等ですね、きちんとしていたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

よくマニュアルという言葉を使うとそれに全部規定しづらいですね、先ほど言われた具体的事例、状況、場面、どういう会なのかとか、わかりづらいですね。今回ののは具体的に事例があるわけですから、そういうのを1つのやっぱり何ていうのかな、試金石といいますかそういうものにするためにはやっぱり明確にする必要があると思うんですね。そこを言ってるんで、マニュアルづくりとか全然そういうのも反対しませんし、ただ今回の事例についてはどうだったのかということを明確にする必要があるということを言っているんで、その点についてご回答ください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

今ほど副市長のほうからも話がありましたように、具体的な場面というのはですね、非常に微妙なところがございます。一般的に教育公務員については、文部科学省のほうからですね、例えば投票の依頼・勧誘をする行為とか、あるいは署名活動をする行為とかというものの一定の基準的なものは示されております。そういうものに類するのかどうかということについては、今回の事例はですね、直ちにそういうものではないというふうに思います。その辺については具体的にですね、状況を踏まえないと何とも申し上げられないということでありまして。法律の中では、先ほど言いましたように積極的な政治運動をしてはならないというのが地方教育行政の法の規定でございますので、その中では今、前段示したような形のものが1つの判断の基準として文部科省のほうから示されてるのかというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

だから、その文言について私はとやかく言ってるつもりはありません。今回の事例がどういうものなのかということを明確にしておいたほうがいいですよと言ってるんであって、法解釈とかそういうことではなくて、今回の事例についてどう判断するのかということを聞いておるんですから、

+

それにちゃんと答えればいいだけだと思うんです。アウトなのかセーフなのかということです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今の段階ではですね、その辺がアウトかセーフかという判断材料を持ってございませんので、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、これまで調査してなかったということでもありますので、今後その辺について調査した上で検証したいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

でも、そうであるのであれば、少なくとも教育長がやめられるまでにきちんと報告しなきゃいけないと思いますよね。だって、おられなくなるわけですから、その後、誰もそのことについて認める認めないも追求できないじゃないですか。言ってる意味わかりますよね。本人がいなくなっただけから、それはアウトでしたよとなった場合に、じゃあ今、今回やめられる理由としてそれが入ってないとするのであればおかしいことになります。今ここで入ってるというのであれば、それはそうだねとなります。そこが市民側から見てわからないから明確にしてくださいってお願いしてるだけに、何でそんなに曖昧にされるんですか。そんなに難しいことじゃないと思うんですが。入らんなら入らないでいい、そういう解釈ならそれでいいじゃないですか。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時36分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより協議のために10分間暫時休憩をいたします。

10分間ですから再開を45分にします。

午後1時36分 休憩

午後1時45分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今回のケースにつきましては、建設産業常任委員長の就任の祝いに出席されたということであり、これについては、積極的な政治運動に当たらないということで、法には抵触しないというふうに捉えております。

ただ、社会全体的に見た場合にですね、誤解を与えるという点も十分考えられるというようなことから、好ましくないなというところが皆さん方がこうおっしゃってるところかというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

そうしましたら、今回当たらないということである。その際、ちょっと確認なんですけども、そのお祝いをする会の主催者といいますかメンバーが、例えば政治的後援会だとかそういうメンバーが何割いるとかによっては政治的活動というふうにも捉えられてしまうんで、そういうところの基準というのはどのようになっているんですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほども古畑議員の答弁のときにもお答え申し上げましたけれども、法律では積極的な政治運動をしてはならないという規定でございます。その中には、どういうことかという投票の勧誘とか、あるいは依頼とか、あるいは署名活動に触れるとかいうことであります。

したがって、主催者がどうか出席者がどうかというのが、直ちに法律に触れるというようなことではございません。あくまでもその行動・活動自体がどういう内容で、対外的にどういう影響を与えるかというところが判断のところになってまいると思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

そうしましたら、その解釈でいけば、例えば保坂 悟後援会が何かのポストについて祝う会をします。そのメンバーが丸々、保坂 悟後援会のメンバーであって、名前だけ変えれば、じゃあそれはオーケーなんだという解釈でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

先ほど申し上げましたように、具体的な中で投票を勧誘するとか、あるいは投票を依頼するとか、そういう対外的にですね、何と申しますか具体的な活動・運動の中で、今言うように特定の候補者、政党のほかの人に依頼するというような行為が禁止されているということでもあります。

したがって、前段でも申し上げましたように主催者がどうということは、特に法的には触れる判断基準にはならない。ただ後段申しましたように、じゃあほかの社会一般の方から見た場合に疑念を与えるのではないかという部分について、皆さんがおっしゃってるというふうに思っておりますので、その点については出席しないほうが好ましいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

今の答弁をお聞きすれば、では法的には問題ないけども出ないほうがいいというのであれば、出ないように規定されたほうがいいんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほどの副市長のほうからお話ししましたように、ほかの教育委員さんの行動の、判断の基準等もありますので、マニュアル等を今後、事例としてまとめてまいりたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

せっかくこういう事例があったわけですから明確にして、またホームページ等できちんとうこういう参考例として紹介していただいてですね、こういうことは法に触れる触れない、こういうところがラインですよというものを明確にされて、また選挙管理委員会のほうからでも出していただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 127 号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 128 号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

〔市民部長 田原秀夫君退席〕

日程第 8 . 議案第 129 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 129 号、教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 129 号は、教育長の任命についてでありまして、竹田正光教育長から平成 27 年 12 月

3 1 日をもって教育委員並びに教育長を辞職したい旨の申し出があり、それを受理いたしましたので、後任の教育長として、田原秀夫市民部長を任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○20番（古畑浩一君）

議案第129号、教育長の任命についてご質問させていただきたいと思います。

田原秀夫さん、ここに書かれてるのは現市民部長ですよね。田原市民部長が教育長にいった場合、市民部長というのはどうなるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今、教育長の任命についての同意の議案を提出しております。これがお認めいただければ、その後どうするかは、市長がご判断されるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

何を無責任なことを言っとるんですか、セットでしょ、これは。今いる方をこっちの席に移すわけでしょ。じゃあその席どうなるんですか。行政というのは、やっぱり1つの大きな組織であって、1個1個が貴重な歯車ですよね。それが欠けて、あのさあ、おかしいって。そういう説明は、納得いきません。じゃあ市民部はどうなってもいいんですか。教育委員会を優先させるためには市民部長はどうなってもいいってことですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

1月1日から市民部長、いなくなるわけでございますので、それに欠けた部分については3月までの間、緊急的に対応していく人事をしていきたいと思っております。現存の職員の兼務もあり得るわけではありますが、4月の新年度からはしっかりとした体制に戻っていきますが、それまではそ

のような考え方でおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

市長、基本的にこういう緊急場面ですよ、ノーアウト満塁で一打逆転のマウンドに立つピッチャーみたいなもんだ。だから、即戦力で職員もあって教育委員会の経験もあって、人柄的にも温和でしっかりやってくれる方ということで多分、私も田原部長よく知ってますから、そういうふうな選考理由で決められたんだろうと思う。だから、この議案に対して、私賛成・反対言ってるわけじゃないですよ。いたし方ないという気持ちもある。

ただ、行政の長としての責任をさ、やっぱり一点の曇りもないようにしなけりゃ、今言ってるように危急存亡の危機にリリーフに立てるわけだから、じゃあこちらのリリーフはどうなるんだって。しかもですよ、今予算編成の時期で、もう年が明けたら予算の審査のほうの対応入らなくちゃいけない。しかも、今糸魚川市では総合計画もやらんならん、地域戦略プロジェクトもいよいよ実行段階に入ってきたという場面で、市民部長の位置づけて大変重要なもんでしょ。それとも部長でそんな大した仕事してないからおらんでもええやんかという流れでいくのかさ。いいですか、それが行政の長としての責任だというんですよ。全体のバランスを考えていかなけりゃ、こっちが大変だからといってこっちの大事な部品をこっちに持ってってこっちが作動したとしても、今度はこっち側のほうが、要するに機能不全起こしてしまうじゃないですか。それを心配してる。その人事が、金子部長よく聞かないや、田原さんを賛成するかしないかについては、大事な要素になるんですよ。この議案とは関係ないから答えられないという答弁は無責任なんですよ、総務部長。セットで、さっき少なくとも市長のような答弁するのは当たり前じゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほども言いましたように1月1日からは、そのように3月までの間、ちょうど最後のやはり平成28年度の予算編成とか27年度の最後の大詰めにきておるわけでございますので、一致団結してそれに当たっていくわけございまして、それまでの間は兼務人事で対応していきたいと思っております。かわったところで、そんなに大きくは変えれない部分でございますので、やはりその中で対応していきたいと思っておりますので、今お認めいただいた後に早急に皆様方にまた報告させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

部長というのは、私は各部を代表する、やっぱり市の幹部の中でもやはりトップですよ。トッ

ブグループを編成する中だと思うんですよ。兼務ですか、兼務、教育長と兼務するん。それは幾ら何でもね。兼務たってどうやるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市長も私もですね、その後のことについては検討しておりますけども、まだ最終的に決定しておりません。その点につきましては、今この何といいますか、田原秀夫市民部長がですね、教育長に議決を頂戴したら、即その辺につきましてですね、次の何といいますか市民部長の人事をですね、内示をしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

内示するということは、どなたかをそこに入れるということですね。市長が、こうやってお聞きしてるのも、老婆心ながら教育委員会が本当に先ほどいう危機的な状態であるからこそ立て直しは急がんらん。そのために大事な柱を1本向こうに足してしっかりとしたいという気持ちはわかる。けど、大事な柱をまたこっちが1本抜くと今度は行政の部局のほうが、がたつかないかということ、これはやっぱり心配はしますよ、議員として。皆さんにしてみればAをBにして、BをCにして、もしくはDと兼務させれば何とかなるなとかってのがあろうかと思いますが、私ども議員、議員にしてみれば各常任委員会それぞれが大きな課題を持てますよね。市民部だってそうですよ、ごみの問題1つとって新たな機器の選択だって多分先頭になってやられてたんでしょう。そういった方が現場を離れて、しかも教育委員会は先ほど言ってるようにもう積年の課題に火がついて、もうばやから大火事になってるような状態の中で教育長をやっていかんらん。新しい教育長がその激務に耐えられるかというのも心配の種でもありますけれど、そういったことも十分配慮されての人事提案ということなら、ここで私は了承するしかないんですけどね。だから、何回も言ってるように今回は単なる教育委員のつけかえではなくて、市長が任命する、いわゆる副市長と同格の特別職の指名ですから、その点については我々議会としましても慎重にならざるを得ない。今度は私たちも任命責任を承認する責任というものを今度は我々も担わなくちゃいけないですからね。その辺につきましては、市長のご答弁を信じて、穴を開けないし、業務にも支障を来さないようにしっかりとした人事を決めるということを約束したというふうに私は理解してこれでやめますけど、よろしいですね。終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

これより議案第１２９号、教育長の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後２時０２分 休憩

午後２時０２分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま同意されました田原市民部長から発言を求められていますので、この際これを許します。

田原市民部長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原市民部長。〔市民部長 田原秀夫君登壇〕

○市民部長（田原秀夫君）

ご挨拶を申し上げます。

今ほどは、私の教育長任命のご同意をいただきましてまことにありがとうございます。今まで経験したことのない緊張であります。新しい教育委員会制度の教育長ということでありまして、職責の重大さをひしひしと痛感し、全身、身が締まる思いでございます。

糸魚川市の教育行政の課題は、多くあると感じております。教育大綱に基づき、各種の計画を着実に進めなければならないときであります。私自身、大変力不足ではありますが、教育委員初め教育関係者の皆様のご協力・ご連携を仰ぎながら誠心誠意身を粉にして努める決意でございます。議会並びに議員各位の皆様からのご指導、また絶大なお力添えを賜りますよう、この場をお借りをいたしましてお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、教育長の就任に向けましてのご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

## 日程第 9 . 発議第 1 1 号

### ○議長（倉又 稔君）

日程第 9、発議第 1 1 号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

樋口英一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

### ○議長（倉又 稔君）

樋口議員。〔19 番 樋口英一君登壇〕

### ○19 番（樋口英一君）

発議第 1 1 号、糸魚川市議会議長、倉又 稔様。提出者、糸魚川市議会議員、樋口英一。賛成者、糸魚川市議会議員、高澤 公。

それでは、朗読をもって提案理由の説明をさせていただきます。

沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書。

仲井眞前沖縄県知事は、平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日、米軍普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立申請を承認した。普天間飛行場の移転・移設は、市街地の中心にある普天間飛行場の危険性を除去するということが原点にあり、政府、沖縄県、名護市を初め代替施設に隣接する辺野古、豊原区、久志区では、オスプレイ等の着陸帯を地元 3 区の居住区に隣接している海岸側の代替施設に移すこと等の条件つきで進めてきた経緯があります。

また、普天間飛行場の辺野古への移設は、現在の 4 8 0 ヘクタールが 1 6 0 ヘクタールに縮小され、空中給油機は岩国に移転されるとともに、現在普天間基地で運用されている 2 4 機中 1 2 機のオスプレイの県外訓練が進められる等、沖縄全県の願いである基地の縮小や負担軽減に向けた取り組みが進められている。

しかし、在日米軍専用施設の 7 4 %が今なお沖縄に集中している現実を鑑み、沖縄米軍基地のさらなる整理縮小を全国の自治体が真剣に検討すべきである。

よって、糸魚川市議会は、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日。糸魚川市議長、倉又 稔。宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、衆議院議長、参議院議長様。

以上でありますので、議員各位のご理解と協力をお願いいたしたいとご提言申し上げます。

### ○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂 悟議員。

○6番（保坂 悟君）

お願いいたします。

今ほど文面を読み上げていただきまして、一番後段の部分ですね、しかし、からのところですが、在日米軍専用施設の74%、今なお沖縄に集中している現実を鑑み、沖縄米軍基地のさらなる整理縮小を全国の自治体が真剣に検討すべきであるというふうに書かれております。私自身は、本当に申し上げにくいですが、沖縄の方たちにご理解いただいて基地の推進を図っていただきたいという立場であります。今回のこの意見書をいただいている内容を見ますと、今読み上げたとおり、全国の自治体にも真剣にこういうのを検討していただきたいというふうにあるんですが、今回意見書を提出するに当たって、先ほど、きょうあった議会運営委員会にお聞きしましたところ、会派とかの話とかではなくて、樋口議員個人の提出というふうに休憩中に伺ったものですから、どのような調査をされて、この意見書に至ったのかを確認のために質問項目ちょっと数多いんですけども、お聞きさせていただきたいと思います。

1つ目として、この意見書提出に至る経過と沖縄における現状をどのように調査されたか、また、具体的には、住民でない糸魚川市議会が沖縄の普天間基地のことや辺野古の基地移設先の背景と経過と住民感情をどれくらい調べ上げての意見書か、少なくとも賛成意見と反対意見の根拠を説明いただいた上での今回の意見書の提出になっているのかというところがまず1点。

2つ目が、感情論になりますけども、樋口議員の、例えば住居・お住まいのところに、例えば米軍基地が建設されることになった場合に、地元で意見が割れてる、賛成・反対、割れてるというふうになった場合に、ほかの地域から建設しなさい、いや建設は反対だと言われることに対しての気持ちはどのように捉えているのかという点が2つ目。

3つ目が、今既に国がですね、辺野古移設に話を進めている中で、あえてこの状況の中でこの意見書を提出するタイミングといえますか、感覚についてと、また、この意見書の効力をどのように捉えているかという点であります。

まず、この3つの点について簡略でよろしいかと思うんですが、意見といえますか考えを教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

樋口議員。〔19番 樋口英一君登壇〕

○19番（樋口英一君）

個人的にということは、ちょっと私も疑問持っておるわけでありましてけれども、我々クラブ・会派でいろいろ論議をして、私が発議者という形なものですから、そこら辺はちょっとご理解いただきたいと思っております。

調査につきましてはですね、防衛省なりいろいろまた自民党の代議士なりいろいろと連絡をとり

ながら進めてまいったわけであります。

この趣旨については、いわゆる普天間基地の混乱といいますか、かなりの厳しい状況下の中で、早くやっぱり整理をしてですね、住民不安、学校等もありますけれども、そういう不安解消のために、最後にありますように全国的にやっぱり国内の議員同士がやっぱり声を上げて実現に向けて協力していただくような呼びかけの1つの材料かと思っておりますし、今、県内でも県議会議員の中では何件か意見書を提出されたところもあるというふうにお聞きしておりますので、それと深くあれしてはいませんが、いわゆる沖縄県の皆さんから本当に今まで苦勞されて、そういう状況も、私行ったことないんですけども、テレビ等々見ますとですね、大変な状況下にあるわけでありまして、1日も早くですね、政府がしっかりとその環境整備をしていただきたいということが1つの大きな目的でございます。

それから、地元で私のところに来たときにどうかと、これがございます。これはなかなか厳しい状況下にあるわけでありまして、それは話し合いの中でですね、進めていくものであって、個人的な判断は、これはできないということになるかと思えます。これは沖縄県におきましてですね、当時かなり進んでおったわけでありまして、民主党政権になりましてね、県外移転やるんだというようなこういう浮上はですね、大きな沖縄県民に不安を与えてる事実でもあるんだらうと思っております。どこの地域、私のところもそうかもしれませんが、そういうものが来ればかなり考えるところでありまして、現在のところ沖縄県民の皆さんには大変な受け入れをしていただいております。これが感触で受けておるところであります。

+ 　　+  
 ということで、この意見書についての効力といいますか、これは先ほど申し上げましたように、ここに書いてありますように、やっぱり各自自治体もそういうものを打ち出しながら、随時早く沖縄県民の環境整備をですね、やっていただくそのことをご提言申し上げるための意見書でございますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

今回、糸魚川市議会として意見書を出すわけですから、他の地域へのことを、しかも国が進めてる中でまた上げるわけですから、非常にこの糸魚川市議会という言葉が重いなというふうに思っておりますので、その確認の上で、あともう2つほど確認の質問させてください。

あえて今回、私質問させていただいているのは、例えばですよ、例えば糸魚川市で例えると、一般廃棄物最終処分場がある大野地区、産業廃棄物の処分場があった西海地区、焼却施設のある須沢地区の住民に対して、施設を設置してもらって利用させてもらっているというのが市民の立場の感覚ですよ、その糸魚川市民がそこに住む住民の気持ちや感情を一番に尊重をすべきだと思うんですね、利用させてもらってるほうの立場とすれば。その3地区以外の市民が施設を抱える地域に対して設置すべきとか設置すべきではないとかということ自体、私はちょっと気持ち的にどうなのかという疑問がございます。で、今度糸魚川市議会として、この沖縄県民や名護市民にどういうスタンスでこの意見書を出すというふうに経緯に至ったのか、その辺の解釈が知りたいということです。それがまず1点。

もう2点目が、今ほど樋口議員が言われたとおりであります。今回の沖縄の米軍基地について最大の原因をつくったのは、民主党、鳩山元首相です。彼が最低でも県外移設とまで言い放ちました。で、現在野党とはいえ、この問題を大きくしたのは民主党です。糸魚川市議会が国に意見書を出すのではなく、本来であれば民主党が沖縄県民、また名護市民に1軒1軒おわびをして回ってですね、結果したんだからよろしく願いますというのが本当本筋だと思うんですよ。それを今、国とかが一生懸命対応してるという現状もあるので、もっともっと私ら地域と、また国とが丁寧な話し合いをすべきかと思っているので、今回の場合は推進で負担軽減を求めるという内容になってるんですが、私は糸魚川市議会としてはもうちょっといろんなことを調査・研究した上で、今みたいなことも含めて本当は意見書として出してほしいなという思いがあったんですが、その辺の考えはいかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

樋口議員。〔19番 樋口英一君登壇〕

○19番（樋口英一君）

今の保坂議員の言うことは、まともでございましてですね、これは沖縄県の市会議員のほうからも要請があって、糸魚川市も頑張っしてほしいという声を聞きながら、やっぱりこういう問題は全国の議員の皆さんからもご理解いただいてですね、早く解決をしていただくという、一方の声だというふうに思っていたいただければありがたいと思っております。

また、糸魚川市にも廃棄物とかいろいろございますけど、これはなかなか問題が厳しいわけでありまして、住民との整合性、これはとるためには、よほどのエネルギーが要と思います。こういうことも原点に私自身もありますけれども、そういう問題が起きた場合は、住民自体の発想といいますか、協力とか、そういう理解度を高めていくことが大事だと思います。強引にできるはずがございませぬので、やはりそういう課題があれば住民、その地域との整合性というのをしっかりととっていかねきゃならんと。私自身も議員としてもそういう姿勢の中でですね、市民と話していかねきゃならないというふうに自覚をしておるところでございします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

最後になりますが、やはり今回この意見書を提出するに当たって、議会でもきちんと沖縄の状況を賛成の部分、反対の部分というものをきちんと調査してから意見書を出したかったというのは、私の純粋な気持ちというか、わけであります。今回、それがなくて、いきなりこの最後の文面見ると、自治体が真剣に検討すべきである。それで、いきなりもう「よって」となってますね、よって、糸魚川市議会は沖縄の米軍基地云々で、早期実現、負担軽減となっておりますので、ここのところが正直抜けてるかと思しますので、この意見書については、なかなか難しい判断をしなきゃいけないというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

この意見書案の中に2013年12月27日、仲井眞沖縄県前知事は代替施設建設に係る公有水面埋立申請を承認したとありますが、仲井眞知事は2011年11月の知事選挙で、普天間基地は県外移設を掲げました。公有水面埋立承認は公約違反ではないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

樋口議員。〔19番 樋口英一君登壇〕

○19番（樋口英一君）

そういうこともあります、このときは公約違反というふうに認識はしていません。これは政府からのいろいろの要請をもって、こういうことが、申請が確認したわけですので、そういうことはありませんというか、ないと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

普天間飛行場の移設は、市街地の中心にある普天間飛行場の危険性を除去するということが原点にあり、とありますが、米軍基地は70年前の沖縄戦で占領した米軍が住民を収容所に囲い込んで、住民の土地を勝手に奪って建設したものであります。戦後も銃剣とブルドーザーで民家をなぎ倒し、火をつけて住民を追い出し、基地を広げてきた。これが現実ではないかと思います。沖縄県民の数知れない犠牲があって、2010年2月24日には普天間基地の早期閉鎖、返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県議会決議が全会一致で可決されております。

沖縄県の21世紀ビジョンには、基地依存経済から脱却、自立経済を目指すことを理念として掲げ、基地のない平和で豊かな沖縄を目指すとして明確に書き込まれております。危険性を除去するということであれば沖縄県議会決議のように普天間基地の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求めるのが大多数の沖縄県民の気持ちに沿うものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

樋口議員。〔19番 樋口英一君登壇〕

○19番（樋口英一君）

現状的にはそういうことだろうと思っております。

しかしながらですね、この政府も、先ほども申し上げましたように民主党時代に国内といいますか、どっかに移転しようということいろいろ努力されたわけでありますけれども、現実的にはなかなか難しい。そういうことから今の辺野古のほうに位置づけられているところであります。選挙

で県会議員の勝敗を分けたわけでありまして、全てがそういうことではなくて、均衡した数字の中で行われておるところであります。裏を返せばですね、その中小企業、そういう方々も賛成という声を高く上げられなかった実情もあるわけでありまして、今経済に大きく緩んでおりましてですね、経済不安を持ってるところであります。早くそういうものを解決しないと沖縄県の振興というのはできないというふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

基地の整理縮小や負担軽減に向けた取り組みが進められているとありますが、2011年7月14日、沖縄県議会は全会一致でオスプレイ配備反対の決議をしております。2カ月後に10万人の県民大会が開かれました。それでも日米政府は、2012年10月1日にオスプレイの配備を強行いたしました。ジュゴンがいるという辺野古の海を埋め立て、1,800メートルの滑走路を2本つくり、弾薬搭載エリア270メートルの護岸の軍港、キャンプ・シュワブ基地、キャンプハンセンの基地と合体し、兵舎、家族住宅、訓練場等、最新鋭の強大な基地ができることになります。オスプレイF35ステルス戦闘機も配備されるということでありまして。耐用年数200年の半永久的な基地とのことでありまして。70年も居座っていること自体異常なのに、さらに200年間も米軍基地が固定化されることになります。このどこが基地の整理縮小や負担軽減になるんでしょうか。半永久的に沖縄は植民地扱いにされることになるんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

樋口議員。〔19番 樋口英一君登壇〕

○19番（樋口英一君）

今、新保議員のお話もそのとおりだと思いますけれども、そういう環境整備をですね、今政府が一丸となって整理をしていこうということで、今進められておるわけでありまして、詳しい中身はわかりませんけれども、近日中といいますか1日も早い整備計画を政府もやりたいというのが、政府の狙いでございますので、そこら辺を重視して私どもはおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

ちょっと待った。新保議員、慣例により議員発議に対する質疑は1人3回までといたします。

○16番（新保峰孝君）

終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8 番 古川 昇君登壇〕

○8 番（古川 昇君）

市民ネット 21、古川 昇であります。

発議第 11 号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書に対して反対討論を行います。

沖縄は戦後一貫、アメリカ軍の軍事施設と一緒に生活を、沖縄県民は生活を強いられてきたわけであります。そういう中であって、幾多の軍事施設による事故、あるいは事件が発生をし、その中で沖縄県民は犠牲を払ってきたわけであります。この中であって、沖縄は一貫して軍事施設とともに歩んできたといっても過言ではないと思います。

先ほどお話がありましたけれども、この沖縄の軍事施設によって、それぞれの沖縄県民の怒りが一番爆発したのは、大県民集会であります。普天間基地の早期返還、それから施設の移転反対、国外・県外への移転を求めて集会が行われたわけであります。その後、行われた沖縄県議会の選挙でありますけれども、全員がこの移転反対を掲げて当選をするという事態が起きました。こういう中であって私は沖縄県民の意思は一貫して普天間基地の返還、それから移設反対で私は貫いてきたというふうに思っております。その後、沖縄県知事選挙におきましては、翁長知事が、この辺野古沖の埋立承認取り消しを掲げて、現知事と戦い、この選挙戦に勝利をして現在に至ってるわけであります。その後の選挙結果を見ても、沖縄県民の基地移設反対、普天間の返還の意思は私は一貫しているというふうに思っております。現状は、今、翁長知事が承認の取り消しを行ってるわけであります。国交大臣の取り消し効力の停止が行われ、その後、政府が地方自治法に基づいて閣議で国の、知事にかかわって取り消しを是正する代執行の手続がとられております。現在、その裁判も始まってわけであります。

そういうことからいたしますと、私は沖縄県民の今の現状を見て、沖縄県民の意思がどこにあるのか、これを十分に尊重すべきだと思いますし、沖縄県の自治に関して、私は十分に尊重していくべきだと思います。この時期に当たって、建設早期実現というところで私は強行すべきではないというふうに思います。今発議 11 号の趣旨に関しては、私はこの糸魚川市がこの意見書を提出する

べきではないというふうに思います。この意見書の、私は反対の意思を表明し、以上で私の反対討論を終わりたいと思います。

○議長（倉又 稔君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔１６番 新保峰孝君登壇〕

○１６番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

発議第１１号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書について、反対討論を行います。

普天間飛行場などの米軍基地は、７０年前の沖縄戦で占領した米軍が住民を収容所に囲い込み、住民の土地を勝手に奪い取って建設したものであります。戦後も銃剣とブルドーザーで民家をなぎ倒し、火をつけて住民を追い出し、基地を広げてまいりました。

１９５２年４月２８日、サンフランシスコ講和条約によって、沖縄は日本から切り離され、米軍の占領支配のもとに置かれました。

１９５４年に沖縄立法院は、次の４原則を全会一致で可決し、アメリカに要求しております。１、アメリカによる土地の買い上げ、または永久使用、地代の一括払いは絶対行わないこと。２、軍用地の適正完全補償、使用料の決定は住民の合理的算定に基づき、評価及び支払いは１年ごとに行うこと。３、米軍による損害への住民による要求する適正額の支払い。４、不要の土地は早急に開放し、新たな土地の収用は絶対に避けることであります。それが続いております。つまり、使用料は払っているが、占領状態が続いているということであります。

１９７２年５月１５日、沖縄県民の粘り強い運動によって日本復帰となりましたが、この間、多くの県民が犠牲になり、人権がじゅうりんされてきました。復帰後も強盗・強姦などの米兵犯罪は２０１３年１２月までに５，８３３件発生しているとのことであります。米軍植民地時代と変わらない状態が続いております。

沖縄県民の数知れない犠牲がある中で、２０１０年２月２４日には、普天間基地の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外建設を求める県議会決議が全会一致で可決されました。

翌年の２０１１年７月１４日、沖縄県議会は全会一致でオスプレイ配備反対の決議もしております。２カ月後に１０万人の県民大会が開かれました。それでも日米両政府は２０１２年１０月１日にオスプレイの配備を強行しました。沖縄県議会決議のように普天間基地の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求めるのが大多数の沖縄県民の気持ちではないかと思ひます。

２０１３年１２月に仲井眞知事が公約を破って辺野古移設のための埋立申請を承認しました。その翌月、２０１４年１月に稲嶺名護市長は、４，０００票以上の大差で２期目の当選を果たしております。名護市民の意思が明確に示されたのではないかと思います。そのような状況でも政府は、辺野古移設を粛々と進めると、埋め立てのためのボウリング調査を強行しました。警察機動隊、防衛省職員、民間警備員、８月１８日には巡視船１９隻、警戒船１３隻で海上抗議行動を威圧しております。まさに銃剣とブルドーザーの現代版が行われたと言ってよいのではないかと思います。ジ

ユゴンがいるという辺野古の海を埋め立て、1,800メートルの滑走路を2本つくり、弾薬搭載エリア270メートルの護岸の軍港、キャンプ・シュワブ基地、キャンプハンセンの基地と合体し、兵舎、家族住宅、訓練場等、最新鋭の強大な基地ができることになります。オスプレイF35ステルス戦闘機も配備されるということでもあります。耐用年数200年の半永久的な基地になるとのことです。70年間も居座っていること自体異常なのに、さらに200年間も米軍基地が固定化されることになります。このどこが基地の整理縮小や負担軽減になるのか。半永久的に沖縄は植民地扱いにされることになるのではないかと思います。

この19年間に出示された代替案は海上ヘリポート案、15年使用期限の軍民共用案、沖合案などいろいろ変遷してきて今回の海上巨大基地になってまいります。いつの間にか辺野古移設か普天間基地の固定化かの二者択一化にすりかえられてきたものであります。奪い取られた土地を返還させるのに代替施設を提供するとはどういうことか。沖縄県の21世紀ビジョンには、基地依存経済からの脱却、自立経済を目指すことを理念として掲げ、基地のない平和で豊かな沖縄を目指す、明確にうたわれております。沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現ではなく、沖縄県議会決議のように普天間基地の早期閉鎖・返還と県内移設に反対しているように、速やかに返還させることが沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を実現させることになると考えてますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第11号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．閉会中の継続調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成27年、第5回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月30日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして慎重なご審議をいただきましことに対し、厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、この機会に6点についてご報告申し上げます。

最初に、平成28年、消防出初め式についてご報告を申し上げます。

来年1月10日に開催いたします消防出初め式につきましては、放水会場を消防本部から糸魚川駅アルプス口広場に変更いたして行うことといたしました。多くの市民の皆様から見学していただき、消防活動への理解を広めるとともに一層の火災予防につなげてまいります。

2点目に、市振保育園の閉園についてご報告申し上げます。

去る12月10日に、市振保育園の保護者と市振、玉ノ木、上路、3地区の自治会長の連名で、市振保育園を平成28年4月から青海幼稚園へ統合してほしい旨の要望書が提出されました。

市振保育園につきましては、来年度の園児数が3名となる予定であり、その後も増加をする見込みがないことから、保護者を初め地域において協議がなされ、要望書の提出となったものであります。これを受けまして市では、市振保育園は来年3月末をもって閉園とし、園児は青海幼稚園に通園していただく方向で、今後、保護者、地域と具体的な協議を重ねてまいります。

3点目に、地域資源を生かした観光の取り組みについてご報告申し上げます。

来年1月24日から3週続けて開催される荒波あんこう祭りにつきましては、より多くのお客様からお楽しみいただけるよう、今回より糸魚川駅からマリンドリーム能生と親不知ピアパークへのシャトルバスを運行いたします。運行期間は、1月下旬から2月上旬のあんこう祭りの開催日を含む土曜・日曜の9日間であります。

また、新年に各地域で開催される伝統行事「さいの神」を、市外のお客様からも見学していただくようポスターやチラシ、ホームページで広く紹介し、誘客宣伝を図ってまいります。新幹線開業を生かし、さらなる冬季の観光誘客につながるよう交流人口の拡大に一層努めてまいります。

4点目に、ユネスコジオパーク誕生記念フォーラムの開催についてご報告申し上げます。

本定例会初日にジオパークネットワークのユネスコ正式事業化についてご報告申し上げましたが、これを記念いたしまして、来年1月23日にユネスコジオパーク誕生記念フォーラムが石川県白山

+

市で開催されます。このフォーラムでは、ユネスコ正式事業としてのジオパーク活動についての基調講演やパネルディスカッションが行われます。ユネスコの正式事業化を機に、今後さらなるジオパーク活動の発展につなげてまいります。

５点目に、中学校給食会計不正経理に係る経過についてご報告申し上げます。

糸魚川中学校及び糸魚川東中学校給食会計の不正経理について、昨年１１月に教育長名で元糸魚川中学校栄養教諭を詐欺罪等により刑事告発していたところ、去る１１月１２日に新潟地方検察庁高田支部から偽造有印私文書行使罪及び有印私文書偽造罪について不起訴とするが、詐欺罪については起訴する旨の処分の決定がありました。

最後に、総合計画の実施計画及び第２次総合計画に関する市民アンケートについてご報告申し上げます。

平成２８年度からの３カ年で取り組む主要な事業を定めた実施計画を作成いたしましたので、議員の皆様方に配付させていただきました。今後、この実施計画をベースに新年度の予算編成作業を進める予定であります。

また、第２次総合計画の策定に向け、本年９月に実施いたしました市民アンケートの調査結果がまとまりましたので、調査報告書を本日お手元に配付させていただきました。

なお、第２次総合計画につきましては、現在、総合計画審議会において基本構想部分を審議しており、このアンケート結果を踏まえ、中間報告がまとまり次第、議会へ報告をさせていただきます。

以上、６点についてご報告を申し上げます。

議員各位を初め市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成２８年３月市議会定例会の招集日を２月２２日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

これもちまして、平成２７年第５回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後２時４７分 閉会

+

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+